

あま市都市計画マスタープラン

人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市“あま”



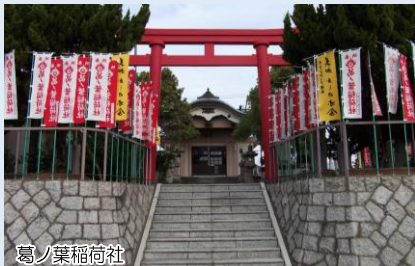
県道名古屋津島線バイパス



菫目寺観音



七宝駅



葛ノ葉稻荷社



七宝焼



蓮華寺二十五菩薩来迎会



(都) 名古屋環状2号線 (国道302号)



親水公園 (小切戸川)

平成 29 年 3 月改訂

(案)

あ ま 市

《補足説明》

- 赤書き → パブリックコメント時の案
- 青書き → パブリックコメント等の意見を受けて修正した箇所
- 緑書き → パブリックコメント以降に、事務局が精査し、修正した箇所

『人・歴史・自然が綾なす
セーフティー共創都市“あま”』
の実現に向けて



都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、将来における土地利用や道路・公園をはじめとした都市基盤の整備など、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

合併前の旧3町ではそれぞれの地域特性を踏まえたプランが策定されていましたが、人々の生活様式も多様化し、社会情勢が大きく変化する中、これまでの計画を土台として、合併後のあま市全体の長期的な視点に立った一体的なまちづくりを進めていくため、あま市として初めてとなる「あま市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

このたび策定したプランは、平成33年度を目標年次と設定し、平成24年3月策定の「第1次あま市総合計画」で設定した将来像『人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市“あま”』の実現に向けた都市づくりの理念・目標、将来の都市構造、土地利用計画、拠点整備などの基本的な方針を内容としております。

今後、このプランをもとに、安全・安心で快適に暮らせる活力あるまちづくりを市民とともに進めてまいりたいと考えております。

結びに、本プラン策定にあたりご尽力いただきました、あま市都市計画審議会及びあま市都市計画マスタープラン策定委員会の委員の皆様をはじめ、住民説明会、パブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成24年12月

あま市長 村上 浩司

(中間見直しにあたって)

平成 29 年 3 月

あま市長 村上 浩司

目次

導入編

第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

- 1-1 都市計画マスタープラン策定の背景 1
- 1-2 都市計画マスタープランとは…… 2

第2章 これからの都市づくりに向けて

- 2-1 社会経済情勢を踏まえた都市づくりのあり方 5
- 2-2 本市の現状等を踏まえた都市づくりのあり方 6
- 2-3 中間見直し時点における本市の現状等の検証10
- 2-4 期間後半の都市づくりのあり方13

第3章 都市づくりの理念と目標

- 3-1 市の将来像15
- 3-2 都市づくりの目標16

第4章 都市づくりの基本計画

- 4-1 将来都市構造23
- 4-2 土地利用構想28

第5章 分野別都市づくり計画

- 5-1 道路・交通に関する方針35
- 5-2 水・緑に関する方針40
- 5-3 市街地・拠点に関する方針45
- 5-4 防災に関する方針50
- 5-5 街並み・景観に関する方針55

第6章 地域区分

- 6-1 地域区分の考え方57

第7章 東部地域の地域づくり構想

- 7-1 地域の概況59
- 7-2 地域づくり構想61

第8章 西部地域の地域づくり構想

- 8-1 地域の概況73
- 8-2 地域づくり構想75

第9章 南部地域の地域づくり構想

- 9-1 地域の概況87
- 9-2 地域づくり構想89

全体構想編

地域別構想編

資料編

- 資料-1 当初計画策定に至るまで……101
- 資料-2 中間見直しにおける計画改訂に至るまで……109
- 資料-3 用語集113

導入編

第1章 都市計画マスタープランの 策定にあたって



1-1 都市計画マスタープラン策定の背景

平成22年3月22日に、海部郡七宝町、美和町、甚目寺町の3つの町が合併し、現在の「あま市（以降「本市」という。）」が誕生しました。

合併に伴い、平成24年3月には、新市の総合計画が策定され、当該計画にも即した一体的な都市づくりの指針の必要性から、「あま市都市計画マスタープラン（以降「本プラン」という。）」を策定することになりました。

本プランの策定にあたっては、旧3町で策定された都市計画マスタープランを土台としながら、社会経済情勢の変化（合併、少子・高齢化等）や、新たに策定された上位・関連計画、本市の都市計画の動向等により検証・再構築し、また、市民や専門知識を有する方々の意見を広く取り入れることにしました。

（中間見直しの背景）

策定から5年目を迎えるにあたり、策定以降の法制度の改正、社会情勢等の変化・要素を踏まえた新たな方針等の追加検討・拡充を行うなど、期間後半のあま市の都市づくりを更に力強く推進するための中間見直しを行いました。

《参考：都市計画マスタープラン策定以降の国等の動き》

【法制度の改正】

- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の一部改正（H25.12）
- ・「都市再生特別措置法」の改正（H26.8）
- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（H26.11）
- ・「まち・ひと・しごと創生法」の制定（H26.11）

【社会情勢】

- ・「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の公表（H26.5）
- ・「リニア中央新幹線 工事実施計画」の公表（H26.10）

【地域の変化】

- ・「あま市本庁舎基本構想・基本計画」の策定（H27.3）

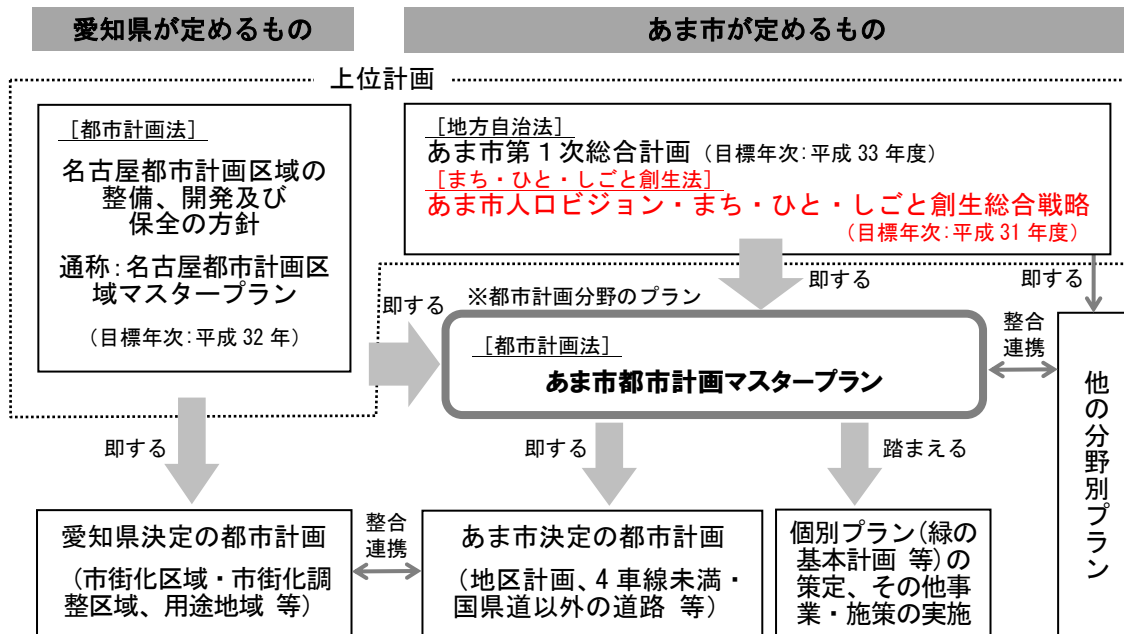
1-2 都市計画マスタープランとは・・・

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」を指します。

より具体的には、本市の行財政運営すべての基本となる「あま市総合計画」や、県が定める「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、土地利用や施設整備など、今後の都市づくりに関する基本方向を定めるものです。

《計画体系》



2. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランには、次のような役割があります。

《長期ビジョンの共有を可能とします》

都市計画マスタープランでは、長期的な視点により、都市づくりの理念・目標やこれを実現するための整備方針等を示します。

これにより、市民・事業者・行政など、様々な人たちの間で長期ビジョンを共有できるようになります。

《個別事業・施策の拠
り所となります》

都市計画マスタープランは、それ自体には拘束力はありませんが、市町村権限による個別の都市計画（土地利用規制、都市施設配置等）を決定・変更する際の指針として活用されます。

また、個別具体のプランの策定や、その他事業・施策を進める上での根拠として活用されます。

《協働まちづくりを促
進します》

行政と市民等の協力による協働まちづくりの推進に向けて、その方向性を示す指針となります。

また、策定過程における市民参加等を通じて、市民の都市計画に対する理解や、主体的な取り組みを促す役割を担います。

3. 目標年次・計画対象期間

本プランでは、基準年次を平成 24 年度とし、概ね 20 年後の都市の姿を見据えながら、概ね 10 年間（目標年次：平成 33 年度）の都市づくりの基本方向を定めます。

4. 計画対象区域

市全域（都市計画区域）約 2,749ha を計画対象区域とします。

5. 計画の構成

本プランは、「導入編（本章・次章）」のほか、「全体構想編」と「地域別構想編」により構成されます。

《導入編》

本プランや、今後の都市づくりに関する前提条件を整理します。

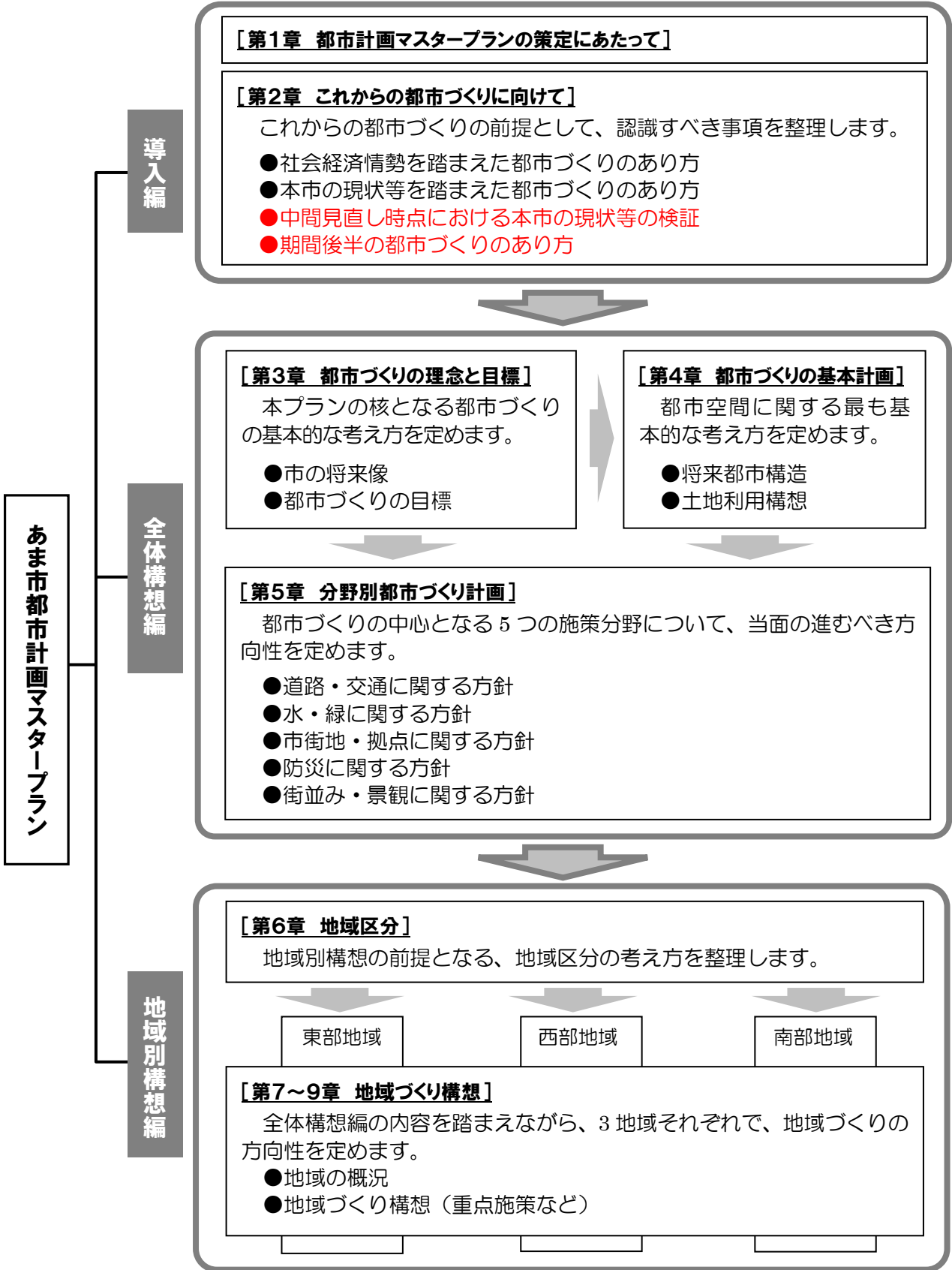
《全体構想編》

本市全体の都市づくりの理念・目標や、これを実現するための整備方針等を定めます。

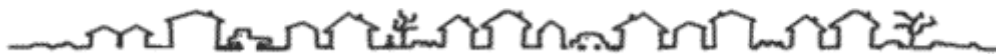
《地域別構想編》

市域を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域毎に、地域づくりの目標や、これを実現するための整備方針等を定めます。

《計画策定の流れ》



第2章 これからの都市づくりに向けて



2-1 社会経済情勢を踏まえた都市づくりのあり方

人口減少・超高齢社会の到来、交通基盤の整備に伴う日常生活圏の拡大、中心市街地の空洞化、地球温暖化等の環境問題の広がり、公共投資の財源の減少など、都市を取り巻く状況は大きな転換期にあります。そのため、今後の都市づくりでは、こうした様々な社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが必要です。

特に、これまでの都市づくりは、「人口の増加に伴う拡大や成長への対応」に主眼が置かれてきましたが、人口減少・超高齢社会の到来や財政的制約といった厳しい社会経済情勢のもとでは、都市づくりの方向性を転換し、持続可能で暮らしやすい「コンパクトな都市づくり」を行うことが求められています。近年は、そのコンパクトな都市づくりに取り組む自治体も増えています。

《参考:コンパクトな都市づくり》

市街地を拡大せず、中心市街地や駅周辺など、既に都市機能が集積している場所を活かしながら都市環境を充実させる考え方

【コンパクトな都市づくりの効果】

- 中心市街地の賑わいの再生や、地域コミュニティの維持・活性化につながる
- 生活利便施設がコンパクトにまとまり、高齢者等が歩いて暮らしやすくなる
- 自動車で移動する必要性が減り、地球温暖化ガスの削減につながる
- 公共投資しやすくなり、都市経営コストの削減につながる
- 開発が集約化され、市街地周辺・郊外の農地や自然を守ることができるなど

2-2 本市の現状等を踏まえた都市づくりのあり方

本市の現状及び住民意向調査結果を踏まえ、都市づくりの課題を以下に整理します。(P6～P9は、平成24年12月当初策定時点の整理です。)

●「位置・地勢」に関する現状等と課題

現状等	位置・地勢	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市を中心とした広域都市圏の一員 ・ゼロメートル地帯が広がり、多くの河川が南北に流下 ・地震に弱い軟弱な地層
-----	-------	---



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★「名古屋都市計画区域」全体として目指す方向性を踏まえた都市づくり（主要な駅周辺での居住空間の形成、自家用車に過度に依存しない身近な生活圏の構築等）が必要 ★本市の特性を踏まえた、周辺都市との連携による都市づくり（河川を軸とした自然・生態系ネットワーク、流域治水対策、海部津島の歴史を活かした交流機能強化など）が必要
----	---

●「歴史的条件」に関する現状等と課題

現状等	沿革	・七宝町、美和町、甚目寺町の合併により誕生
	文化財	・甚目寺観音や蓮華寺をはじめ、歴史・文化的資源が豊富
	住民意向調査結果	・自然や景観については、甚目寺観音や田園を思い浮かべる市民が多い



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★市全体の視点に立った一体的な都市づくりが必要 ★あま市らしさを表す場所・資源の保全と、地域活性化に向けた活用が必要
----	---

●「人口及び世帯数」に関する現状等と課題

現状等	人口・世帯数	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は、県平均と同等の増加傾向 ・核家族化の様相
	区域区分別人口	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域人口は増加傾向 ・駅周辺等で高い人口密度
	人口動態	<ul style="list-style-type: none"> ・自然増減は自然増数が減少傾向 ・社会増減は転出超過
	年齢別人口	<ul style="list-style-type: none"> ・年少人口は微増で、老年人口は大きな増加 ・「高齢社会」に分類される人口構成
	流出入人口	<ul style="list-style-type: none"> ・流出超過で、名古屋市との強いつながり ・旧3町間では、同様の流出入傾向



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★まちの活力を維持・向上するため、若年層等に、住んでみたい・住み続けたいと思われる都市づくり（良好な住宅地の形成等）が必要 ★駅周辺など、利便性の高い場所における人口集積の維持・促進が必要 ★高齢者が暮らしやすい都市づくり（施設のバリアフリー化、公共交通の充実等）が必要 ★名古屋市への移動や、市内移動を支援する道路・公共交通の充実が必要
----	--

●「土地利用及び建物利用」に関する現状等と課題

現状等	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地が多く存在（市街化区域の約24%） ・幹線道路沿道・甚目寺駅周辺を中心に商業用地が分布 ・旧甚目寺町を中心に大規模な工業用地が分布
	建物用途	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の8割が住居系 ・旧甚目寺町では商工業系の割合が高い
	建物構造・階数	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の7割が木造 ・低層主体の街並み構成
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地は、既存の商店街の維持・活性化だけでなく、新たな商業施設を望んでいる意見も多い ・工業地は、既存工業地の維持と、新たな用地の拡大とで二分化している ・幹線道路沿道や農地については、単に開発を促進するというよりは計画的な土地利用を望む意見が多い



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★市街化区域内の低未利用地の利用促進と、計画的な利用が必要 ★低層・住宅主体の市街地の環境を維持・保全することが必要 ★まちの活力や生活利便性を向上するため、商工業系の土地利用の充実を図ることが必要 ★市全体の視点から利用すべき場所を明確化（駅周辺、交通軸となる幹線道路沿道等）し、都市的土地利用の集中や、高度利用を誘導することが必要
----	--

●「産業構造」に関する現状等と課題

現状等	産業別就業者数	<ul style="list-style-type: none"> ・3次産業中心で、県平均と同等の就業構成
	商業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・旧甚目寺町が商業を牽引 ・商業の指標はいずれも減少傾向
	工業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・旧甚目寺町が工業を牽引 ・製造品出荷額等は近年まで増加傾向
	農業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・旧七宝町・旧美和町が農業を牽引 ・農家数・経営耕地面積は著しい減少傾向



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★まちの活力や生活利便性を向上するため、商工業系の土地利用の充実を図ることが必要 ★農地は、多面的機能（防災、景観形成等）も考慮して、計画的に保全・活用することが必要
----	--

●「交通体系」に関する現状等と課題

現状等	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・高速交通体系への恵まれたアクセス条件 ・国県道によって格子状の幹線道路網を構成 ・西尾張中央道等が広域的な物流ルートを構成
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄津島線が通っており、甚目寺駅が代表駅 ・高架化されておらず、交通量の多い幹線道路とも平面交差 ・名鉄津島線に並行して、広域的な路線バスが運行
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設については、車よりも公共交通機関、そのなかでのバリアフリー化、安全性・利便性の向上を重視する意見が多い



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★優れた交通条件を活かし、産業振興（工業・流通業務地の配置等）に取り組むことが必要 ★都市計画道路を含めて、各路線の果たすべき役割（段階構成）を明確化し、それに応じた整備により、利便性の高い幹線道路網を形成することが必要 ★地域の高齢化等を考慮し、公共交通の充実（駅や路線バスの利便性向上、その他公共交通網の整備）を図ることが必要 ★鉄道による、道路交通への影響や、地域分断への影響を考慮することが必要 ★「車優先から人優先へ」の視点も考慮しながら、交通環境の充実に取り組むことが必要
----	--

●「市街化動向」に関する現状等と課題

現状等	DID 地区の状況	・ DID 地区の人口・面積は増加傾向 ・ 市街化区域での DID 未形成、市街化調整区域での DID 形成
	建築着工状況	・ 持家が減少する一方で、貸家は増加 ・ 旧甚目寺では貸家、旧七宝町・美和町では持家の割合が高い
	農地転用状況	・ 住宅用地を中心に、毎年 10ha 前後の農地転用が発生
	開発許可状況	・ 住宅開発を中心に、毎年数十件・数 ha の開発行為が発生
	住民意向調査結果	・ 市街地は、新たな拡大よりも、既存の市街地の活用・改善を求める意見が多い

課題	<ul style="list-style-type: none"> ★無秩序な市街地の拡大を抑制することが必要 ★あま市のこれからの人口規模や構造に見合った計画的な市街地づくりを進めることが必要 ★民間開発と連携して、効率的・効果的に地域整備を進めることが必要
----	--

●「市街地の整備状況」に関する現状等と課題

現状等	土地区画整理事業	・ 旧甚目寺町及び旧美和町の 5 地区・176ha で施行
	地区計画	・ 旧甚目寺町及び旧七宝町の 2 地区・約 25ha で策定
	その他	・ 駅周辺の 2 地区・約 115ha で都市再生整備計画事業を実施

課題	<ul style="list-style-type: none"> ★現在実施中の事業（木田駅周辺）の着実な推進、早期完了が必要 ★都市基盤が未熟な地区など、住環境上、課題のある地区では、地域特性に応じてまちづくり手法の活用を検討し、都市基盤の整備等を進めることが必要
----	---

●「都市施設の整備状況」に関する現状等と課題

現状等	都市計画道路	・ 30 路線が都市計画決定 ・ 旧 3 町間を結ぶ路線をはじめ、全体的に低い改良率
	駅前広場	・ 甚目寺駅と木田駅で都市計画決定
	公園・緑地	・ 120 以上の公園・緑地と、関連施設が市全域にわたって分布 ・ 都市計画公園は計 22 箇所、ほとんどが街区公園
	河川	・ 庄内川・新川・五条川をはじめ、数多くの河川・水路が南北に流下 ・ 新川流域に含まれ、法に基づく総合治水対策を推進中
	下水道	・ 周辺市町とともに、日光川下流域下水道を構成 ・ 市街地を中心に事業認可され、普及率は約 9%
	その他	・ ごみ焼却場を都市計画決定・供用
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路は、幹線道路よりも身近な道路を優先しての整備を望む意見が多い ・ 公園・緑地は、新たな公園の整備よりも既存の公園の再整備、また、新たな整備の場合は大きな公園よりも身近な公園を望む意見が多い ・ 河川は、防災とともに、親水・環境を重視した整備を求める意見が多い ・ 生活環境上、重視する事項としては、歩行空間の安全性確保に関する施設・設備や、医療施設、下水道・排水処理施設、環境美化対策などが挙げられている

課題	<ul style="list-style-type: none"> ★都市計画道路の整備を進め、旧 3 町間をはじめとした都市間・地域間ネットワークの強化や、市街地の骨格形成等を図ることが必要 ★幹線道路だけでなく、生活道路の充実も必要 ★駅前広場やアクセス道路の整備を図り、駅利用の利便性向上を図ることが必要 ★公園・緑地については、その配置状況や市民ニーズ等を考慮しながら、市民が身近で利用できるものを中心に、整備・充実を図ることが必要 ★あま市の特色（河川・水路が多い等）を活かした公園・緑地の整備が必要 ★河川整備計画に基づき、県管理河川を中心に改修等を積極化することが必要。この際、河川の環境や、総合治水対策との連携にも留意が必要 ★下水道については、あま市汚水適正処理構想に基づく着実な事業推進が必要 ★あま市のこれからの構造に応じた各種都市施設の配置や、優先順位づけによる整備が必要
----	---

●「公共施設の配置状況」に関する現状等と課題

現状等	公共施設の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎周辺を中心に、主要な公共施設が集積 ・市民病院の建て替えを検討中 ・庁舎については、本庁舎、七宝庁舎、甚目寺庁舎の3つがある(分庁舎方式)
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境上、重視する事項としては、歩行空間の安全性確保に関する施設・設備や、医療施設、下水道・排水処理施設、環境美化対策などが挙げられている。[※再掲]

課題	<ul style="list-style-type: none"> ★市民病院など、市民ニーズの高い公共施設の早期整備、適正配置が必要 ★既存の公共施設は、利便性向上等のための充実・改善(バリアフリー化等)が必要 ★公共施設が集積する利便性の高い場所、地域コミュニティの場所を有効に活かした都市づくりが必要
----	---

●「開発・土地利用規制」に関する現状等と課題

現状等	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の約42%が市街化区域 ・旧七宝町・旧美和町は市街化調整区域の比率が高い ・旧七宝町・旧美和町を中心に、住環境保全重視の用途地域指定
	都市計画法以外	<ul style="list-style-type: none"> ・旧七宝町・旧美和町を中心に農業振興地域が分布 ・自然環境保全地域により、特徴的な寺叢を保全 ・河川保全区域等により、災害を防止
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や景観については、甚目寺観音や田園を思い浮かべる市民が多い。守るために重要なことは、規制・誘導や制度・仕組みづくりを重視する意見が多い

課題	<ul style="list-style-type: none"> ★あま市の土地利用構想に応じ、開発・土地利用規制制度を適切に活用することが必要 ★そのなかで、愛知県の新制度(市街化調整区域における規制緩和制度)の活用検討や、他法令との連携も考慮することが必要
----	--

●「防災環境」に関する現状等と課題

現状等	既往災害	<ul style="list-style-type: none"> ・深刻な浸水被害が度々発生
	災害の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震等の発生に伴い、深刻な建物・人的被害が出る恐れ ・五条川等が氾濫した場合、広範囲で浸水被害が発生する恐れ
	防災関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・40以上の公共施設を避難所として指定 ・広域的な視点で、防災活動拠点と緊急輸送道路を配置
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・防災については、災害防止のための危険箇所の整備だけでなく、救急医療体制の整備、物資の備蓄といった災害発生後に備える対応を求める意見も多い

課題	<ul style="list-style-type: none"> ★大規模な地震や深刻な水害に備え、減災や応急対策も考慮した都市づくりが必要 ★あま市のこれからの構造も踏まえつつ、防災拠点・防災軸(公園、道路等)の整備・充実を図ることが必要
----	--

●その他の現状等と課題

現状等	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に参加している・参加したいという意見は全体の半数程度。まちづくりへの関わり方については、ワークショップや検討会への参加を望む意見が多い
-----	----------	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ★厳しい財政状況を踏まえた効率的な都市づくりや、個性的な地域づくりを進めるため、市民等の参加、協働が必要
----	--

2-3 中間見直し時点における本市の現状等の検証

中間見直し時点における本市の現状や、平成 28 年 8 月に実施したあま市総合計画のアンケート調査結果等の整理・検証より、都市づくりの課題を以下に整理します。

● 「人口及び世帯数」に関する現状等と課題

現状等	人口・世帯数	<ul style="list-style-type: none"> ・直近 10 年間（平成 12～22 年）で人口は約 4,400 人、世帯数は 4,300 世帯が増加し、平成 23 年以降も着実に増加傾向 ・近隣自治体と比較して、人口・世帯数の増加率が高い ・長期的な将来人口推計では、人口減少局面への転換が予測 ・南部地域では、人口が僅かであるが減少傾向
	人口密度	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道沿線や本市南部地域（七宝地区）の中心部では、概ね 40 人/ha 以上の人口密度 ・七宝駅周辺の人口密度は、本市の市街化調整区域の平均より特に高い ・中長期的な人口密度の検証では、市街化区域は適正な密度を維持、調整区域は緩やかな減少が見込まれる
	人口動態	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年に一時的に社会減となったが、それ以降、自然増・社会増の傾向を維持
	年齢別人口	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率は約 25%（平成 27 年 12 月時点）



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★市街化区域内での高い人口密度の維持や日常サービス施設の更なる集積 ★長期的な人口動態（少子高齢化）や人口減少をできるだけ緩やかに抑えていくための取り組みが必要
----	---

● 「産業構造」に関する現状等と課題

現状等	工業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・製造品出荷額等は増加傾向 ・市街化区域内における工業系用途地域は概ね開発が完了
-----	-------	---



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★農地等の保全に配慮しつつ、産業動向に対応した機動的な工業用地等の供給が必要
----	--

●「交通体系」に関する現状等と課題

現状等	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)名古屋環状2号線(国道302号)の自動車混雑度が高い ・(都)高速名古屋環状2号線の「名古屋西～飛島区間」の開通により、本市の広域道路ネットワーク網の飛躍的な充実が図られる ・自動車分担率は今後も増加傾向にあり、自動車への依存度は依然高いことが予測 ・リニア中央新幹線開業により本市の旅客流動量の増加が見込まれる ・高齢者の自動車利用トリップの増加が見込まれており、特に市内の買い物等の短距離トリップの増加が予測
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄津島線及び名鉄バス路線は、市民の名古屋駅等への移動を支える公共交通の幹線軸を形成 ・鉄道駅にアクセスするための交通手段は、甚目寺駅や七宝駅では、徒歩や二輪車がほとんどである ・市内公共交通人口カバー率が低い状況 ・街なか居住拠点や新庁舎及び七宝駅周辺は、愛知県平均(名古屋市除く)以上に公共交通が利用されており、公共交通指向型のライフスタイルが既に形成済 ・甚目寺駅、木田駅では駅前広場が整備済
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な幹線道路などよりも、住宅地内における生活道路や鉄道駅までの道路を改善することを重視する意見が多い



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★広域幹線軸である(都)名古屋環状2号線(国道302号)の自動車混雑度の解消に取り組むことが必要 ★リニア中央新幹線開業を見据え、名古屋駅と市内間のアクセス性の向上や鉄道の更なる利便性向上に向けた取り組みが必要 ★高齢化の進展等を見据えた、日常生活を支える移動手段の確保が必要 ★今後の公共交通機関の維持や機能向上に向け、鉄道・バス利用圏域の拡大、公共交通利用者数の増加を図ることが必要 ★新庁舎及び七宝駅周辺では、居住環境の向上に向け、駅アクセス機能の強化や駅から新庁舎へのアクセス経路の検討を進めることが必要
----	--

●「市街化動向」に関する現状等と課題

現状等	建築着工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内ではあるが、名鉄七宝駅周辺やバス路線沿いで新築数が多い
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系の土地利用のため、鉄道やバスなどの利用しやすい交通環境の充実を図ることを重視する意見が多い



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★市街化調整区域においても、市街化区域の隣接地や既存インフラストックの活用が可能な区域に限って、計画的な土地利用や開発の誘導を図ることが必要
----	--

●「公共施設の配置状況」に関する現状等と課題

現状等	公共施設の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・統合庁舎方式により、七宝町沖之島深坪地内に行政機能を担う新庁舎の整備を計画 ・長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を実施していくための公共施設等総合管理計画を策定中
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の統廃合によって施設の総量を減らすことについて、実施すべきという意見が多い



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★新庁舎の整備効果を市全体にしっかりと波及させるため、新庁舎周辺での土地利用方針の検討が必要
----	--

●「防災環境」に関する現状等と課題

現状等	災害の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域にわたり、震度 6 強の揺れが発生し、液状化危険度が極めて高いことが予測 ・南海トラフ等の巨大地震による液状化等に伴う河川堤防の沈下により、本市南部地域等で浸水被害が発生する可能性が指摘
	防災関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎に防災機能の配置を計画
	住民意向調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・市の防災対策として、「避難場所や避難道路などの整備」や「飲料水・食料・毛布など非常用物資の備蓄」に重点的に取り組むべきという意見が多い



課題	<ul style="list-style-type: none"> ★市南部地域において、人命を守るための情報伝達・避難などの防災対策（ソフト）の重点的な取り組みが必要 ★狭あい道路の拡幅整備など、迅速な避難や救出救助活動の確保・人命を守るためのまちづくりの推進が必要 ★大規模地震等の災害時における防災拠点施設として新庁舎は、市全体の安全を支える都市防災機能を備えていくことが必要
----	---

2-4 期間後半の都市づくりのあり方

市の将来像の実現に向けて、人口や世帯数が着実に増加しているとともに、都市計画マスタープランに基づいた各種施策を順調に実施しています。この良い流れを止めないよう、期間前半の都市づくりを引き続き踏襲し、将来目標人口等の達成を着実なものにしていくとともに、更なる質的充実を図っていくことで、都市をめぐる社会状勢等の変化に的確に対応するしなやかさや力強さを備えた都市計画マスタープランにしていく必要があります。

以下に、期間後半の都市づくりのあり方として追加する方向性を示します。

- ・本市が有する特性や強み（交通環境、人口や工業の集積、観光資源など）を活かしたまちづくりの推進、人の流れの誘導
- ・新庁舎整備、リニア中央新幹線などの計画要素をしっかりとらえ、それら整備に伴う効果や活力を市全体へ波及させていくための都市機能の強化
- ・長期的な人口動態（少子高齢化）や人口減少をできるだけ緩やかに抑えていくための重点的な取り組みの推進
- ・立地適正化計画制度などの新たな計画要素に対応するための方針等を都市計画マスタープランに追加・拡充し、本市の都市計画行政の的確な執行の確保

なお、期間後半の新たな都市づくりに向けた都市施策の実施にあたっては、真に必要な施策を集中的に展開することにより、本市の活力の源泉である「都市」について、住まい、生活、仕事に資する質・魅力の向上と都市間競争力を確実に備えていく必要があります。この集中的な施策展開においては、施策の単純効果のみならず波及効果や誘発効果などについても十分勘案し、施策を選択し実施順位を定めていくとともに、創意工夫によるコストの縮減等にも努めてまいります。

また、年々高まっている都市づくりへの要請・期待にこたえるため、戦略的かつ着実な都市づくりを進めていくには、その展開に必要な新たな財源の確保も重要不可欠であることから、その検討についても進めてまいります。

全体構想編

第3章 都市づくりの理念と目標



3-1 市の将来像

上位計画である『第1次あま市総合計画』では、「市民が主役」「地域資源の活用」「安全・安心」といった視点を大切にした都市の将来像を設定しています。

そのため、本プランにおいてもこれを踏襲し、地理的・交通的な好条件を強みに、歴史、文化、自然、伝統的な産業といった個性的な地域資源も最大限に守り活かしながら、安全・安心で快適に暮らせる住環境や、活力ある産業環境を市民とともに創造していくものとして、これからの都市づくりに向けた本市の将来像を次のように設定します。

《将来像》

人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市“あま”

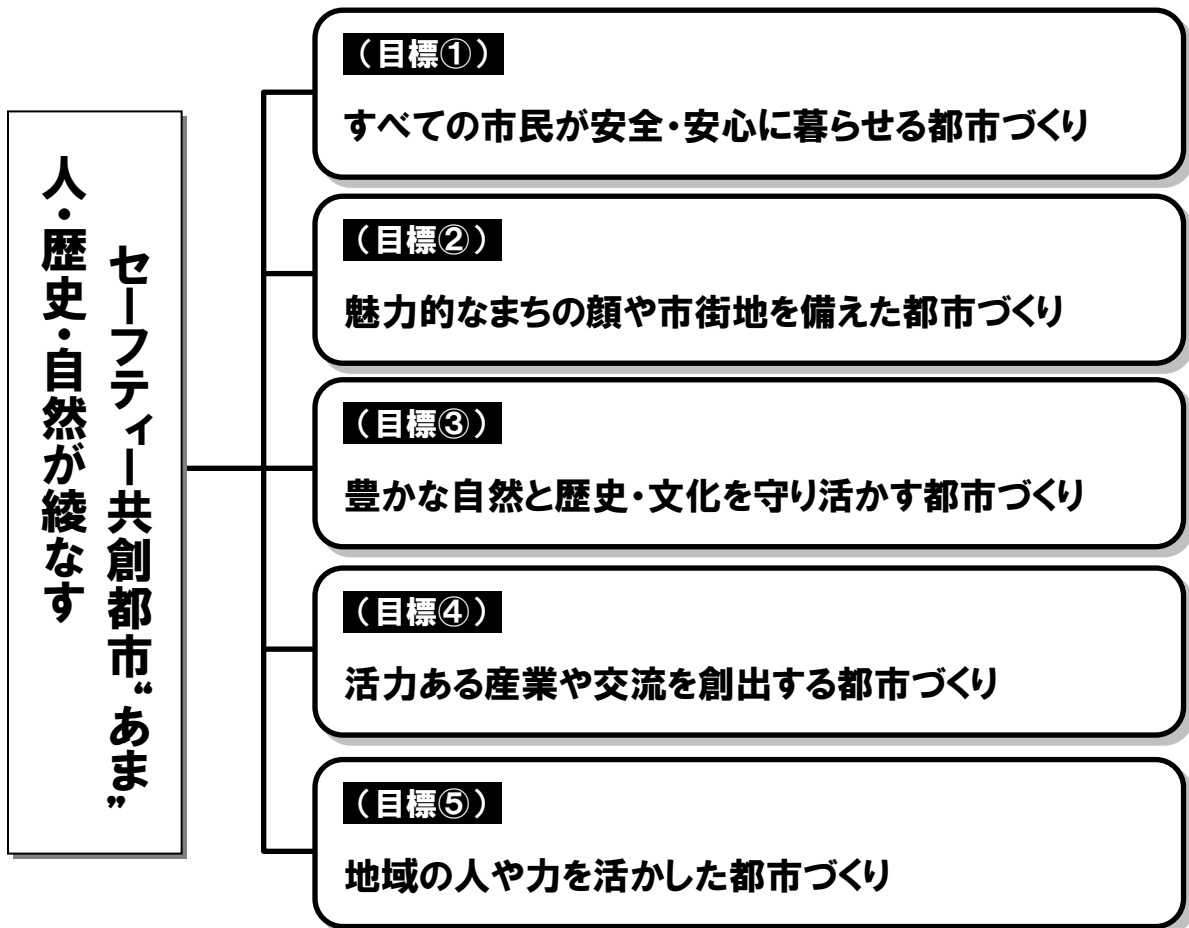
3-2 都市づくりの目標

1. 都市づくりの目標体系

将来像の実現に向け、以下の基本方向により都市づくりを進めます。

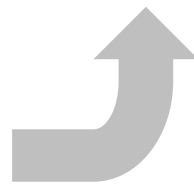
なお、第1次あま市総合計画では、5つの基本目標が設定されているため、本プランでは、その枠組みを踏襲しつつ、都市計画分野の目標として整理しています。

《都市づくりの目標体系》



第1次あま市総合計画 基本目標

- ①安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち
- ②心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち
- ③郷土に誇りと愛着が持てる、魅力あるまち
- ④自らの力で歩み続ける、活力のあるまち
- ⑤交流と連携による、一体感のあるまち



2. 都市づくりの目標

(目標①)

すべての市民が安全・安心に暮らせる都市づくり

〔関連する都市計画施策分野〕 防災、道路・交通

安全・安心は、暮らしの根本であり、都市づくりにおいて特に重視すべきです。

そのため、本市では、浸水被害や大規模地震の影響を受けやすい地勢等も踏まえ、たなかで、河川改修をはじめとした災害に強い都市づくりを積極的に進めます。

また、高齢化の進行等を踏まえ、鉄道駅や広域・幹線的バス路線を活かして自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築したり（歩いて暮らせるまちづくり）、バリアフリーに配慮して公共空間を整備するなど、誰もが安心して生き生きと暮らし続けられる都市づくりを進めます。

都市づくりによって実現を目指す主な将来像

- 大規模な自然災害が発生しても被害を最小限にとどめることのできる災害に強い都市が形成され、安全・安心な暮らしが確保されています。
- 新庁舎での防災中枢機能の新規整備と地域の防災体制・機能との連携強化により、市の総合的な都市防災力の向上が進み、市と市民が協働し、総力を挙げて災害に対処できるようになっています。
- 市民の生活にあった便利な公共交通体系が構築され、高齢者等の移動が活発化しているほか、自家用車の利用が抑えられ、環境負荷の軽減に寄与しています。
- ユニバーサルデザインが導入された施設の普及や、歩行者優先の道路空間の形成が進み、誰もが市内を安全・快適に移動できるようになっています。
- 公共交通利用者の増加により、名鉄津島線及び名鉄バスの機能が維持・強化され、恵まれた交通環境が定住・転入者の獲得に寄与するなど、交通まちづくりの循環サイクルに支えられた生活圏が形成されています。



坂牧コミュニティ防災センター



五条川の護岸整備

(目標②)**魅力的なまちの顔や市街地を備えた都市づくり**

[関連する都市計画施策分野] 市街地整備、土地利用

暮らしの利便性や快適性を高めるためには、日常生活を支える都市機能や良好な都市基盤を備えた場づくりを進めることが重要です。

そのため、地域の特性に応じて、生活道路等の都市基盤の充実や計画的な土地利用を進め、市街地では、住宅地としての良好な環境や、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を積極的に備えていきます。

また、鉄道駅周辺をはじめ、もともと利便性が高く、拠点性をもつ場所では、歩いて暮らせるまちづくりとも連携しながらその機能をさらに高めるなど、まちの顔といえるような魅力的な場所を備える都市づくりを進めます。

**都市づくりによって実現を目指す主な将来像**

- 公共交通の利便性の高い場所では、土地の有効利用が進み、自家用車に過度に依存しないで暮らすことができる住宅地が形成されています。
- 合併前からの各地域の中心地では、中高層を含む新たな住宅地の形成や、多様な都市機能（商業、交流、行政、医療、交通等）の集積によって、その魅力が見直され、賑わいのあるまちの顔として成長・発展しています。
- 市街地では、低未利用地の活用により、環境共生等の多様なニーズにも対応した良好な住宅地が形成され、定住の場としての魅力が向上しています。
- 少子・高齢化が進む集落では、地域特性を活かした創意と工夫により、誰もが安心して暮らせる居住環境が整い、定住人口が確保され、新たな活力が生まれています。



公共施設集積地（甚目寺駅北部）



基盤整備された住宅地（甚目寺）

（目標③）

豊かな自然と歴史・文化を守り活かす都市づくり

〔関連する都市計画施策分野〕 公園・緑地、下水道・河川、景観

日常生活・都市活動は、質の高い良い環境のうえでこそ成立するものと考えます。

そのため、多くの河川が流れる地域特性も踏まえたなかで、河川における自然環境の保全・復元や親水空間の充実、公園・緑地とのネットワーク化を図るなど、環境にやさしく、身近で水・緑を感じふれあえる都市づくりを進めます。

また、甚目寺観音をはじめ、歴史・文化的な資源が豊富に現存するなかで、その良好な景観を保全したり、じっくり楽しく散策できる環境を整備するなど、地域の歴史・文化を守り、観光・交流に活かす都市づくりを進めます。



都市づくりによって実現を目指す主な将来像

- 南北方向に流れる河川を基軸に、縦横断・全市的な水と緑のネットワーク（自然、緑地が連続した空間）が形成され、これらは、生物多様性や、まちの個性、快適な日常生活を支える重要な基盤として機能しています。
- 郊外では美しい田園景観が保全され、街なかでも、多様な主体による都市緑化が進んで身近な緑が増えており、どこに居ても落ち着きと潤いを感じられます。
- 甚目寺観音と萱津神社を核に、ストーリー性のある散策ルートや、街なかの商業空間等とも連携した面的な広がりを持つ交流空間の整備が進み、県内外多くの人が訪れる歴史・文化観光都市として成長・発展しています。
- 地域の身近な歴史・文化的資源（行事・祭事を含む）がまちづくりに活かされ、高齢者と若者の交流が生まれるなど、地域の活力が向上しています。



親水空間（小切戸川）



甚目寺観音

(目標④)

活力ある産業や交流を創出する都市づくり

[関連する都市計画施策分野] 道路・交通、土地利用

都市の賑わいを創出し、活力を高めるためには、交流や産業の機能が不可欠です。

そのため、広域的に都市間を結ぶ道路から、地域間を結ぶ道路、市街地の中心となる道路まで、交流の基盤となる幹線道路の整備を図るなど、多様な交流を促す都市づくりを進めます。

産業面では、優良農地など、従来の地域産業を支える場を守り活かすほか、高速交通体系への恵まれたアクセス条件を活かし、主要な幹線道路の沿道に新たな産業立地を図るなど、力強く幅広い産業が集積する都市づくりを進めます。



都市づくりによって実現を目指す主な将来像

- 県道名古屋津島線など、4車線道路の整備・ネットワーク化が進み、県内外との人・モノの交流が拡大することで、地域が持続的に発展しています。
- 地域の中心地（鉄道駅周辺等）を相互に結ぶ環状道路等の整備によって、地域間の交流と連携が進み、都市機能を相互に補完して新たな活力を創出しています。
- 甚目寺北 IC 周辺や広域的な幹線道路の沿線など、交通利便性の高い場所では新たな工業地が形成され、次代を担う産業の集積・育成が図られています。
- 市内鉄道駅や高速道路 IC からの観光地等へのアクセス性向上によって、リニア中央新幹線利用者等の呼び込みや新たな交流を創出しています。
- 充実した交通体系等を活かした農業の高付加価値化や、七宝焼等の地場産品を活かした産業観光の取り組みが進み、都市近郊農村地域の活力が向上しています。



(都) 甚目寺佐織線沿道商業



県道名古屋津島線バイパス

(目標⑤)**地域の人や力を活かした都市づくり**

[関連する都市計画施策分野] すべて

都市は、人々の様々な営みによって構築されるものであるため、都市づくりは、そこで生活・活動する人々が関わり、協力しあって進めていくべきです。

そのため、目標①～④の取り組みの過程では、市民、事業者、自治会、NPO等の多様な主体の参加を促進し、協働による都市づくりを進めます。

特に、公園の維持・管理や、地域資源を活かした地域活性化の取り組み、地域の防災まちづくり、良好な宅地の供給など、行政でなくてもできる領域や、市民等が主体的に関わるべき領域については、情報の提供・共有や、参加・協働の機会づくりを積極化するなど、効率的・効果的に取り組んでいきます。

**都市づくりによって実現を目指す主な将来像**

- 市民が自らの地域に愛着や親しみを持てる地域が形成されています。
- 地域の街並みづくりについて自らルールを作るなど、地域が協力しあう住みよいコミュニティが形成されています。
- 河川・水路・道路での花の植栽など、地域の特性を活かした創意・工夫の取り組みは、地域に根ざした個性として市外にも広く認識され、まちの個性となっています。
- 市民一人ひとりが地球環境問題について考え、公共交通の利用など、自らできるエコなまちづくりを実行しており、環境にやさしい産業活動も定着しています。



ワークショップ風景
(総合計画策定市民会議)



清掃活動

3. 将来指標の設定

《将来人口》

全国的に人口減少時代に突入するなかにあつて、本市においては、依然、人口増加（国勢調査によると、最近10年で約4,400人の増加）を示しています。

一方、本市においても少子化の様相があり、今後、これに伴う人口減少社会に直面することは不可避と考えられます。平成28年2月の人口ビジョン策定時に実施した長期的な人口の推計においても、新たな開発を見込まない限り、緩やかに人口が減少局面に転じてしまう予測がされています。

しかし、第1次あま市総合計画では、このような見通しを受け止めつつも、各種施策を推進し、定住環境の充実や新たなまちづくりを図ることで、人口増加の維持を目標として掲げています。

そのため、本プランでは、総合計画上の数値を踏襲し、平成33年の目標人口を次のとおり設定します。

平成33年の目標人口

90,000 人

（平成27年国勢調査人口：86,898人）

《将来市街地規模》

本市は、目標人口の達成や、高齢化への対応、都市の持続的な発展等を目指して、適正規模の市街地を確保していきます。

これについては、市街化区域内に残存する約276haの低未利用地（そのうち住居系・商業系の用途地域内では約271ha。同用途地域内の土地区画整理事業が実施された地区では約46ha）を有効活用することを優先的に考えていきます。

あわせて、市街化調整区域においても、3つの鉄道駅による公共交通の利便性や、名古屋環状2号線等の高速交通体系への恵まれたアクセス条件を活かすことができるなど、既存ストックの活用が可能な地域を中心として、市街化区域への編入や地区計画制度等の活用を検討し、良好な居住環境の整備や工業系用地の計画的な確保に努めます。

第4章 都市づくりの基本計画



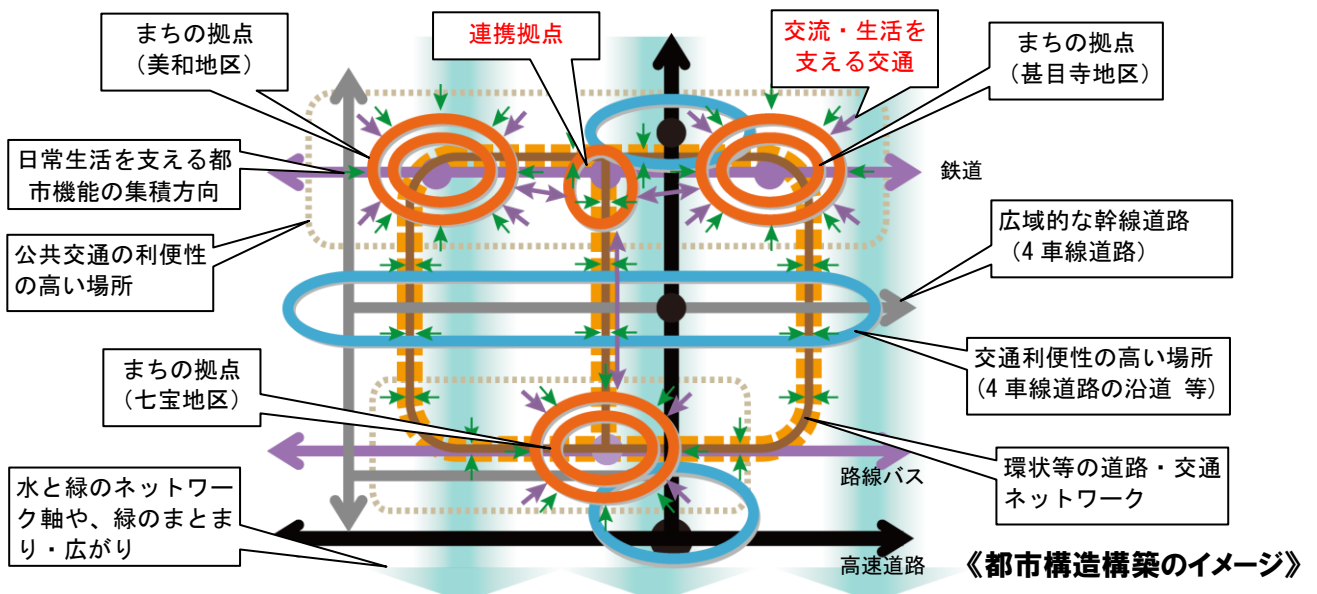
4-1 将来都市構造

1. 基本的なイメージ

都市の将来像を実現するために、今後、どんな都市機能を配置し、どんな施設配置や土地の使い方を指すか、といった基本的な方向性を「将来都市構造」として整理します。

これに関する本市の基本的なイメージは、以下のとおりです。

- 合併以前からの「まちの拠点」を踏襲しながら、市全体として一極集中を図るのではなく、日常生活がいくつかの核によって営まれるような構造を構築します。
- 3 駅周辺など、公共交通の利便性が高い場所での人口集積を目指します。
- 3つの「まちの拠点」の中心に「連携拠点」を配置し、拠点間連携の強化とともに、地域活力の更なる発展を図ります。
- 「まちの拠点」を相互に結ぶ環状等の道路・交通ネットワークの形成により、市の一体性向上を図ります。また、「まちの拠点」と「連携拠点」の間の移動を支えるための交通手段の確保を図ります。
- 「まちの拠点」を中心として、また、これらを相互に結ぶ道路を軸として、日常生活を支える商業、医療、福祉等の生活利便施設の重点的な集積を図ります。
- 4車線道路の沿道・交差点や、市中央部など、市全体からみて特に交通利便性の高い場所を活かし、産業・流通等の都市機能を配置します。
- 河川を軸とした緑（農地）のまとまり・広がりや、河川を軸とした全市的な「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。



2. 将来都市構造の設定

本市の将来都市構造は、「都市軸」、「都市拠点」及び「ゾーン」の3つの要素から整理します。

それぞれの要素の具体的な配置等については、上位・関連計画における位置づけや、都市の現況等を踏まえて整理します。

- 都市軸
都市の骨格を成す道路や河川、動線であり、線的な構成要素
- 都市拠点
日常生活・都市活動の中心となる場であり、点的な構成要素
- ゾーン
概ねの利用区分毎の土地のまとまりであり、面的な構成要素

都市づくりの目標	本市の都市構造を構成する要素		
	《都市軸》	《都市拠点》	《ゾーン》
すべての市民が安全・安心に暮らせる都市づくり	●公共交通軸(幹線) ●公共交通軸(生活)	●防災・活力連携拠点	
魅力的なまちの顔や市街地を備えた都市づくり		●街なか居住拠点 ●防災・活力連携拠点	●市街地ゾーン ●農住・自然ゾーン (居住環境維持・向上地)
豊かな自然と歴史・文化を守り活かす都市づくり	●親水環境軸	●緑の拠点 ●歴史・文化拠点	●農住・自然ゾーン
活力ある産業や交流を創出する都市づくり	●生活交流軸 ●産業交流軸	●防災・活力連携拠点 ●産業拠点	
地域の人や力を活かした都市づくり		●地域サービス拠点	

注：この表は、都市構造を構成する各要素と、5つの都市づくりの目標との関連性を示したものである。

●は密接な関連性を持つものであり、●表示が無いと関連性がないということではない。

《都市軸》

名称と役割	位置づける路線等 ※一部区間の場合あり
①生活交流軸 …市街地間を連絡し市の一体性を醸成する主要な幹線を成すとともに、日常生活を支える各種都市機能の集積を担う動線	以下の路線及び沿道周辺 ・(都) 給父西枇杷島線 ・(都) 給父西枇杷島東線 ・(都) 花正下田線 ・(都) 西今宿東条線 ・(都) 七宝蟹江線 ・県道名古屋津島線 ・県道給父西枇杷島線
②産業交流軸 …都市間を連絡する主要な幹線を成すとともに、産業・流通機能の集積を担う動線	以下の路線及び沿道周辺 ・(都) 名古屋環状2号線 ・(都) 西尾張中央道 ・(都) 名古屋津島線 ・(都) 甚目寺佐織線 ・県道名古屋蟹江弥富線
③公共交通軸（幹線） …都市間の連絡とともに、魅力ある居住形成を担う動線	・名古屋鉄道津島線 ・名鉄バス路線
④公共交通軸（生活） …市民の移動や生活を支えるとともに、高齢化や地域の需要への対応を担う動線	・拠点間連携のためのアクセス路線 ・市内各所から拠点へのアクセス路線
④親水環境軸 …安全で、親水性・生物多様性の豊かな空間	・庄内川 ・小切戸川 ・新川 ・目比川 ・五条川 ・大切戸幹線水路 ・福田川 ・二ツ寺井筋 ・蟹江川 ・大江川

《都市拠点》

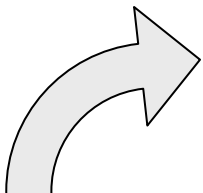
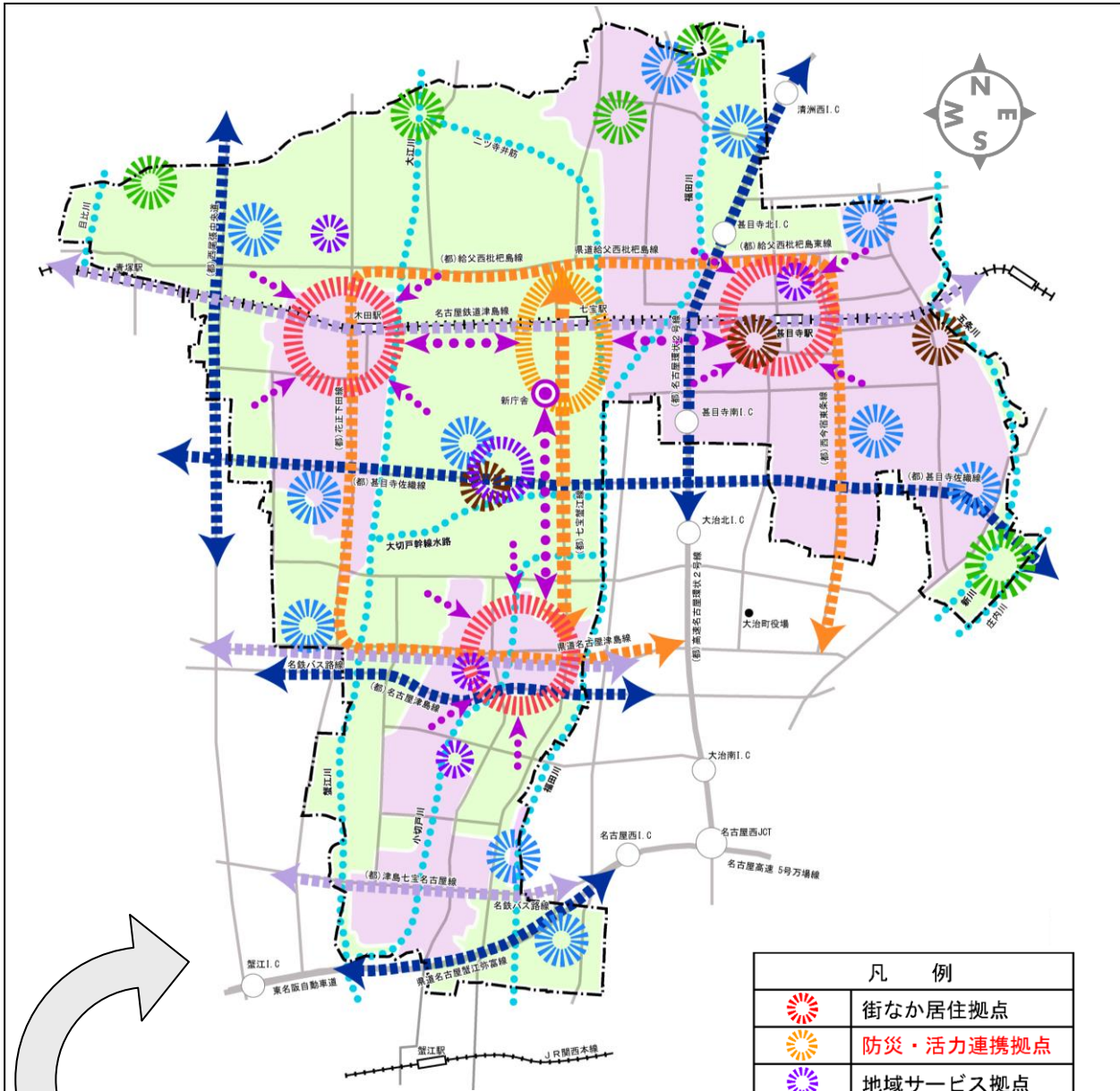
名称と役割	位置づける場所
①街なか居住拠点 …多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、高齢化に対応した歩いて暮らせる都市づくりを牽引する場	・名鉄甚目寺駅周辺 ・名鉄木田駅周辺 ・七宝庁舎北交差点周辺
名称と役割	位置づける場所

<p>②防災・活力連携拠点</p> <p>…行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、市域全体の安全安心と地域活力の創造を支えるとともに、居住環境の向上による住みやすい地域づくりを進める場</p>	<p>・新庁舎及び名鉄七宝駅周辺</p>
<p>③地域サービス拠点</p> <p>…各種公共公益サービス機能が集積し、市民の暮らしやコミュニティを支える場</p>	<p>・美和図書館・シルバー人材センター一帯</p> <p>・七宝公民館一帯</p> <p>・市民病院・甚目寺総合福祉会館一帯</p> <p>・七宝総合体育館・七宝総合福祉センター一帯</p> <p>・海部東部消防署一帯</p>
<p>④産業拠点</p> <p>…交通の利便性等を活かした産業・流通機能が集積し、市の産業振興を牽引する場</p>	<p>・市街化区域内の既存工業集積地</p> <p>・市街化調整区域内の既存工業集積地</p> <p>・産業交流軸として位置づけた幹線道路の沿道周辺（適所）</p>
<p>⑤緑の拠点</p> <p>…良好な緑・水辺の環境を活かしながら、市民の休息やレクリエーション活動を支える場</p>	<p>・新川・庄内川河川敷</p> <p>・蓮華寺寺叢</p> <p>・福田川沿いの公園（森地区）</p> <p>・ニツ寺親水公園 ・森ヶ丘公園</p>
<p>⑥歴史・文化拠点</p> <p>…歴史・文化的資源を活かして、観光・交流活動の活性化を担う場</p>	<p>・甚目寺観音一帯</p> <p>・七宝焼アートヴィレッジ一帯</p> <p>・萱津神社一帯</p>

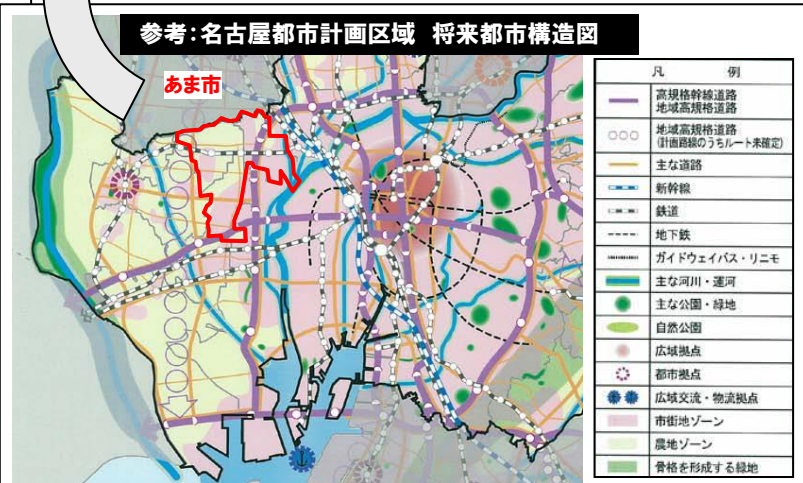
《ゾーン》

名称と役割	位置づける地域
<p>①市街地ゾーン</p> <p>…住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域</p>	<p>・現在の市街化区域を中心とした地域</p>
<p>②農住・自然ゾーン</p> <p>…集落と農地・自然環境が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域</p> <p>…駅周辺という恵まれた環境を活かした居住環境の向上を図る地域（新庁舎及び七宝駅周辺のみ）</p>	<p>・現在の市街化調整区域を中心とした地域</p>

《将来都市構造図》



参考：名古屋都市計画区域 将来都市構造図



凡 例	
	街なか居住拠点
	防災・活力連携拠点
	地域サービス拠点
	産業拠点
	緑の拠点
	歴史・文化拠点
	生活交流軸
	産業交流軸
	親水環境軸
	公共交通軸 (幹線)
	公共交通軸 (生活)
	市街地ゾーン
	農地・自然ゾーン

4-2 土地利用構想

1. 土地利用の基本方針

《市街化区域の土地利用のあり方》

市街化区域は、都市計画法において、既に市街地を形成している区域や、優先的・計画的に市街化を図るべき区域とされています。

その性格のもとに、本市では、残存する低未利用地の活用を積極化し、また、地域の特性に応じて高度な利用を図ることによって、日常生活・都市活動を支える良好な市街地を形成していきます。

その上で、本市の市街化区域では、戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、将来都市構造上の位置づけを踏まえて、公共交通の利便性の高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、商工業系または複合系の土地利用を図ります。

また、空き家の利活用等を推進し、土地利用の流動化を図ります。

なお、街なか居住拠点として位置づけられる鉄道駅周辺等については、市全体からみた種々の優位性を踏まえ、土地利用施策（市街化区域拡大の検討を含む）を重点化します。

《市街化調整区域の土地利用のあり方》

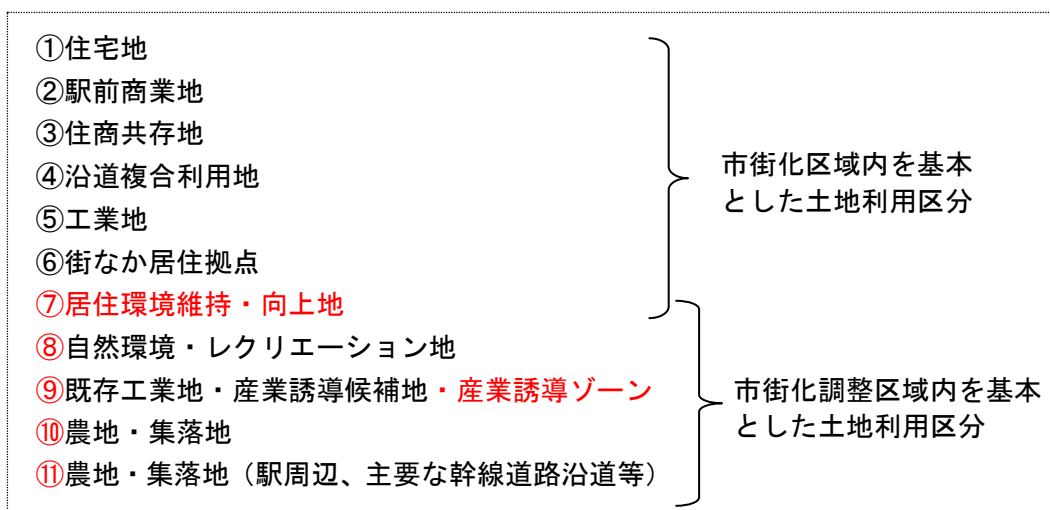
市街化調整区域は、都市計画法において、市街化を抑制すべき区域とされています。

その性格のもとに、市域の6割を占める本市の市街化調整区域では、今後も、無秩序な市街化を抑制し、営農環境や自然環境、既存集落の住環境の保全を図ります。

ただし、市街化調整区域であっても、既存コミュニティの維持や既存ストックの活用の観点から、都市的土地利用が必要な場合があります。そのため、本市では、将来都市構造上の位置づけを踏まえ、公共交通の利便性が高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、そのような土地利用について、必要に応じ検討を行います。

2. 土地利用の区分と配置方針

《土地利用の区分》 土地利用の基本方針を踏まえ、本市の土地利用区分を次のように設定します。



《土地利用の配置方針》 上記の土地利用区分ごとに、土地利用の規制・誘導の考え方と、配置のイメージを整理します。

①住宅地	
土地利用の規制・誘導方針	●戸建てによる低層、低中層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●住居系市街化区域を中心とした地区（ただし、住商共存地や沿道複合利用地としての幹線道路沿道等を除く。）

②駅前商業地	
土地利用の規制・誘導方針	●生活利便施設が集積する商業地としての利用を基本としながら、集合住宅等の立地や各種機能の複合化にも対応するなど、駅前の利便性を活かした有効な土地利用を図ります。
配置のイメージ	●名鉄甚目寺駅及び名鉄木田駅の周辺

③住商共存地	
土地利用の規制・誘導方針	●地域の中心地を相互に結ぶ幹線道路沿道という利便性を活かし、集合住宅を含む多様な住宅と、周辺居住者の日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●(都)給父西枇杷島東線、(都)花正下田線、(都)西今宿東条線、県道名古屋津島線及び県道給父西枇杷島線の沿道(ただし、市街化区域内を基本。)

④沿道複合利用地	
土地利用の規制・誘導方針	●広域的な幹線道路の沿道という利便性を活かし、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通・業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。
配置のイメージ	●(都)名古屋環状2号線、(都)甚目寺佐織線及び(都)名古屋津島線の沿道(ただし、市街化区域内を基本。)

⑤工業地	
土地利用の規制・誘導方針	●幹線道路沿道等の利便性を活かし、周辺住宅地等との調和にも留意しながら、工場や流通・業務施設等による専用性の高い工業地としての土地利用を図ります。
配置のイメージ	●工業系市街化区域を中心とした地区

⑥街なか居住拠点	
土地利用の規制・誘導方針	●公共交通機関を利用しやすく、様々な生活利便施設も集積する利便性を活かし、中高層を含む集合住宅の立地や、生活利便施設の一層の集積を誘導するなど、より多くの人々が高度で多様な都市サービスを楽しむことができ、また、歩いて暮らせるまちづくりにも寄与する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●名鉄甚目寺駅、名鉄木田駅及び七宝庁舎北交差点の周辺(鉄道駅及びバス停の徒歩圏を基本。)

⑦居住環境維持・向上地	
土地利用の規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域及び集落地としての性質を大きく変えない範囲で、既存ストック（鉄道駅、道路網、生活サービス施設等）を活用した基盤施設の整備の推進とともに、新庁舎整備や開発の適正な規制、誘導により、ゆとりある良好な居住環境の維持・向上を図ります。 ●今後の基盤施設の計画水準や居住の集積状況に応じて、土地利用区分のあり方について検討します。
配置のイメージ	●新庁舎及び名鉄七宝駅の周辺

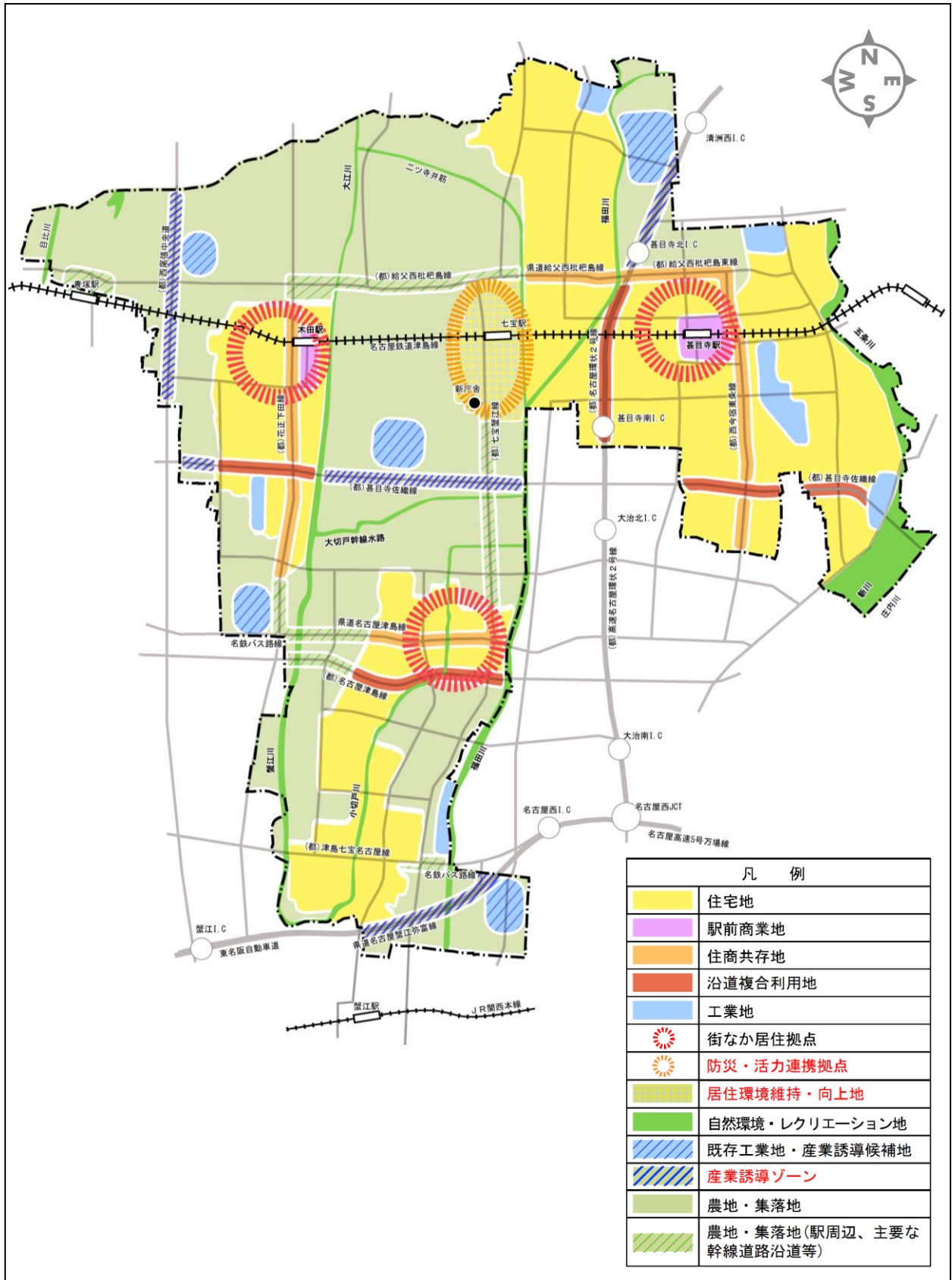
⑧自然環境・レクリエーション地	
土地利用の規制・誘導方針	●都市の貴重な緑地空間として保全を図るとともに、市民の憩いや、環境教育、健康増進等に寄与する場として有効活用を図ります。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●庄内川、新川、五条川をはじめとした主要な河川・水路及びその周辺 ●蓮華寺寺叢

⑨既存工業地・産業誘導候補地・産業誘導ゾーン	
土地利用の規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●既存工業地については、周辺環境と調和した土地利用を図ります。 ●広域的な幹線道路に容易にアクセスできるという利便性を活かし、工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図ります。（産業誘導候補地） ●広域的な幹線道路（4路線※）沿いにおいては、市街化調整区域としての性格や円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、工場や流通業務施設の立地の計画的で適正な誘導を図ります。なお、この誘導にあたっては、優良な農地等の保全に配慮するとともに、開発基盤が整った箇所等に限るものとします。（産業誘導ゾーン）
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域内の既存工業地 ●※（都）名古屋環状2号線、※（都）西尾張中央道、（都）名古屋津島線、※（都）甚目寺佐織線及び※県道名古屋蟹江弥富線の沿道周辺

⑩農地・集落地	
土地利用の規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。 ●集落地については、周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●市街化調整区域内の農地や既存集落（ただし、⑪の範囲を除く。）

⑪農地・集落地（駅周辺、主要な幹線道路沿道等）	
土地利用の規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺では、市街化調整区域としての性格を十分考慮しながら、地域の実情に応じ、既存コミュニティの維持や安全・安心で活力ある暮らしの形成に必要な場合において、適切な土地利用を検討します。 ● 主要な幹線道路の沿道周辺では、市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、必要に応じて、工場や流通・業務施設等が立地する土地利用を検討します。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 名鉄青塚駅（津島市）及び名鉄バス停の周辺 ● （都）名古屋津島線、（都）給父西枇杷島線、（都）花正下田線、（都）七宝蟹江線及び県道名古屋津島線の沿道周辺

《土地利用構想図》

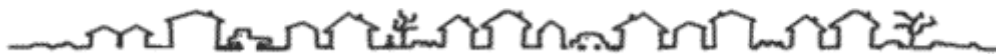


3. 長期的な土地利用及び今後の都市施策のあり方

人口減少局面も見据えた本市の長期的な土地利用及び今後の都市施策のあり方を下記のとおり定めます。

- これまで進めてきた市街化区域内での都市開発等を引き続き進め、本市の都市構造及び市街化区域の維持に向けた土地利用を図ります。また、街なか居住拠点では、高い人口密度を維持するとともに、医療、福祉、商業などの日常生活に必要なサービス施設の誘導や教育、文化、行政などの公共サービスの提供により、今後のあま市の歩いて暮らせる都市づくり、都市構造の形成を牽引する都市機能の集積に向けた土地利用を図ります。
- 順調に人口や世帯数が増加している今の流れを今後も維持していくため、市街化区域内での宅地供給に加え、市街化調整区域内においても、市街化区域の隣接地や既存インフラストックの活用が可能な区域に限って、計画的な土地利用や開発の誘導を図っていきます。
- 市街化調整区域内では、今後、自然減等により人口の減少が緩やかに進んでいくことが見込まれるため、商業・医療・福祉施設などの日常生活サービス施設の利用者が減少し、人の流れの停滞が進行するとともに、それら施設の存続も困難となってしまう恐れがあります。そのため、既存集落等において計画的に人口密度を維持することや、日常生活サービス施設や公共施設を集約するなどのコミュニティ維持に向けた検討を進めていきます。

第5章 分野別都市づくり計画



5-1 道路・交通に関する方針

1. 基本方針

どこへでも、安全・快適に移動できる環境をつくる

自動車交通の利便性を高めるため、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路といった段階構成のある、わかりやすい幹線道路網を構築します。これらの幹線道路の整備については、将来都市構造上の位置づけを踏まえつつ、効率的・効果的に進めます。

また、歩行者・交通弱者の視点にも立ち、公共交通の充実や、歩行者・自転車が利用する道路の整備、歩いて楽しい道づくりなど、安全・快適な交通環境の整備を進めます。公共交通の充実については、街なか等の活力の創出や、地球環境保全の観点からも推進していきます。

《施策体系》

- | | |
|-----------------|---|
| ● 幹線道路網の充実 | ①自動車専用道路へのアクセス強化
②都市圏の骨格を成す広域的な幹線道路の整備
③都市の骨格を成す幹線道路の整備
④市街地や地域の骨格を成す幹線道路の整備 |
| ● 公共交通の充実 | ①鉄道の利便性向上
②路線バスの利便性向上
③地域の公共交通の充実 |
| ● 安全で快適な交通環境の充実 | ①主要施設周辺の安全・快適な歩行空間づくり
②生活者の視点に立った安全な道づくり
③歩いて楽しい道づくり |

2. 整備・誘導の方針

《幹線道路網の充実》 ①自動車専用道路へのアクセス強化

県内外・全国に連絡する「自動車専用道路」については、市内では、(都)高速名古屋環状2号線(名古屋第2環状自動車道)と東名阪自動車道が通っています。(都)高速名古屋環状2号線については、2つのICが設置されており、本市近隣では、3路線の自動車専用道路が接続する名古屋西JCTが設置されています。

こうしたなか、本市では、自動車専用道路の利用の利便性を高めるため、ICアクセス道路としての(都)名古屋環状2号線(国道302号)等の整備・検討を加速させます。

②都市圏の骨格を成す広域的な幹線道路の整備

自動車専用道路の機能を補完し、広域的に都市間を連絡する路線として「主要幹線道路」を配置します。

本市では、(都)名古屋環状2号線(国道302号)、(都)西尾張中央道、(都)名古屋津島線及び(都)下萱津北間島線・県道名古屋中環状線の4路線を位置づけ、主に、自動車の走りやすさを高めることに留意して、未改良区間等の整備を促進します。とりわけ、高速バスを利用したりニア中央新幹線利用者の呼び込みや市内道路混雑の抜本的解消に向け、(都)名古屋環状2号線(国道302号)の4車線化に向けた検討を加速させます。

③都市の骨格を成す幹線道路の整備

主要幹線道路の機能を補完し、都市間を連絡するとともに、市街地間・地域間を連絡する路線として「都市幹線道路」を位置づけ、都市全体で格子状に配置します。

東西方向の路線については、(都)給父西枇杷島線・(都)給父西枇杷島東線・県道給父西枇杷島線、(都)甚目寺佐織線(県道あま愛西線)及び(都)津島七宝名古屋線(県道津島七宝名古屋線)を位置づけ、南北方向の路線は、(都)西今宿下萱津線及び(都)七宝蟹江線(県道須成七宝稻沢線)を位置づけます。

これらの路線については、自動車の走りやすさとともに、沿道への出入りのしやすさにも留意して、未改良区間等の整備を促進します。

④市街地や地域の骨格を成す幹線道路の整備

都市幹線道路の機能を補完し、市街地間・地域間を連絡するとともに、市街地内や地域内で発生する交通を効率的に集散する路線として、「地区幹線道路等」を配置します。

本市では、県道名古屋津島線や(都)西今宿東条線・県道西条清須線、(都)花正下田線・(都)安松鷹居線をはじめとした、地域のなかの主要な市道、県道を適宜位置づけ、自動車だけでなく、歩行者・自転車の利用にも留意して、未改良区間等の整備を進めます。

なお、これらの路線は、規模縮小を含めた見直しを検討します。

《公共交通の充実》

①鉄道の利便性向上

名古屋鉄道津島線については、踏切事故の防止等を図るため、(都)名古屋環状2号線との交差部や甚目寺駅周辺を中心に、高架化の検討を加速させます。

鉄道駅については、駅前広場・送迎スペースや、これへのアクセス道路、周辺での駐車場・駐輪場の整備により、交通結節機能を強化し、駅利用を促進します。特に、甚目寺駅と木田駅では、名古屋駅から生じるリニア中央新幹線利用者を確実に呼び込んでいくため、鉄道の更なる利便性向上を図るとともに、駅から居住地、職場、観光地など、市内各所へのアクセス性の向上を検討します。なお、駐車場・駐輪場については、駅周辺の公共施設、商業施設等との一体的な整備・運用も考慮します。七宝駅では、「防災・活力連携拠点」として、居住環境の維持・向上に向けた駅アクセス機能の強化や県道の鉄道交差部のあり方及び駅から新庁舎へのアクセス経路の検討を進めます。

その他、七宝庁舎北交差点周辺の「街なか居住拠点」では、名古屋市高速度鉄道6号線の延伸構想を見据えた交通まちづくりを検討するとともに、構想の実現に向けた取り組みを関係機関に要請します。

②路線バスの利便性向上

市南部を通る路線バスについては、バスルートとしての県道の改良を促進し、運行の定時性確保に努めます。

また、「あま市七宝庁舎前バス停」など、主要なバス停周辺での駐輪場の充実や、上屋・ベンチ・照明といった安心して快適に待つ

ことのできる環境整備を促進し、バス利用を促進します。なお、これらの取り組みについては、バス停周辺の公共施設、商業施設等との一体的な整備・運用も考慮します。

③地域の公共交通の充実

高齢化の進展等を見据えた市内移動手段の充実のため、地域需要や地域の実情に応じた適切な交通移動手段のあり方、地域巡回バスの導入についての検討を進めます。

なお、導入に際しては、鉄道駅や市民病院等の主要な施設の巡回や、街なか居住拠点間の移動と市内各所から新庁舎へのアクセス、市街地づくりとの連携など、本市が目指す将来都市構造・土地利用構想への対応にも留意します。

《安全で快適な交通環境の充実》

①主要施設周辺の安全・快適な歩行空間づくり

鉄道駅や市民病院、教育施設など、多くの人が集い利用する施設の周辺では、歩道の設置や段差解消、わかりやすいサインの設置を図るなど、誰もが安全・快適に移動できる歩行空間づくりに努めます。

②生活者の視点に立った安全な道づくり

幹線道路に囲まれた区域における、主要な生活道路では、歩車分離のほか、通過交通を排除する交通規制の運用、自動車の速度を低減する狭さくの設置など、「クルマ優先」から「ひと優先」へのシフトを目指した取り組みに努めます。

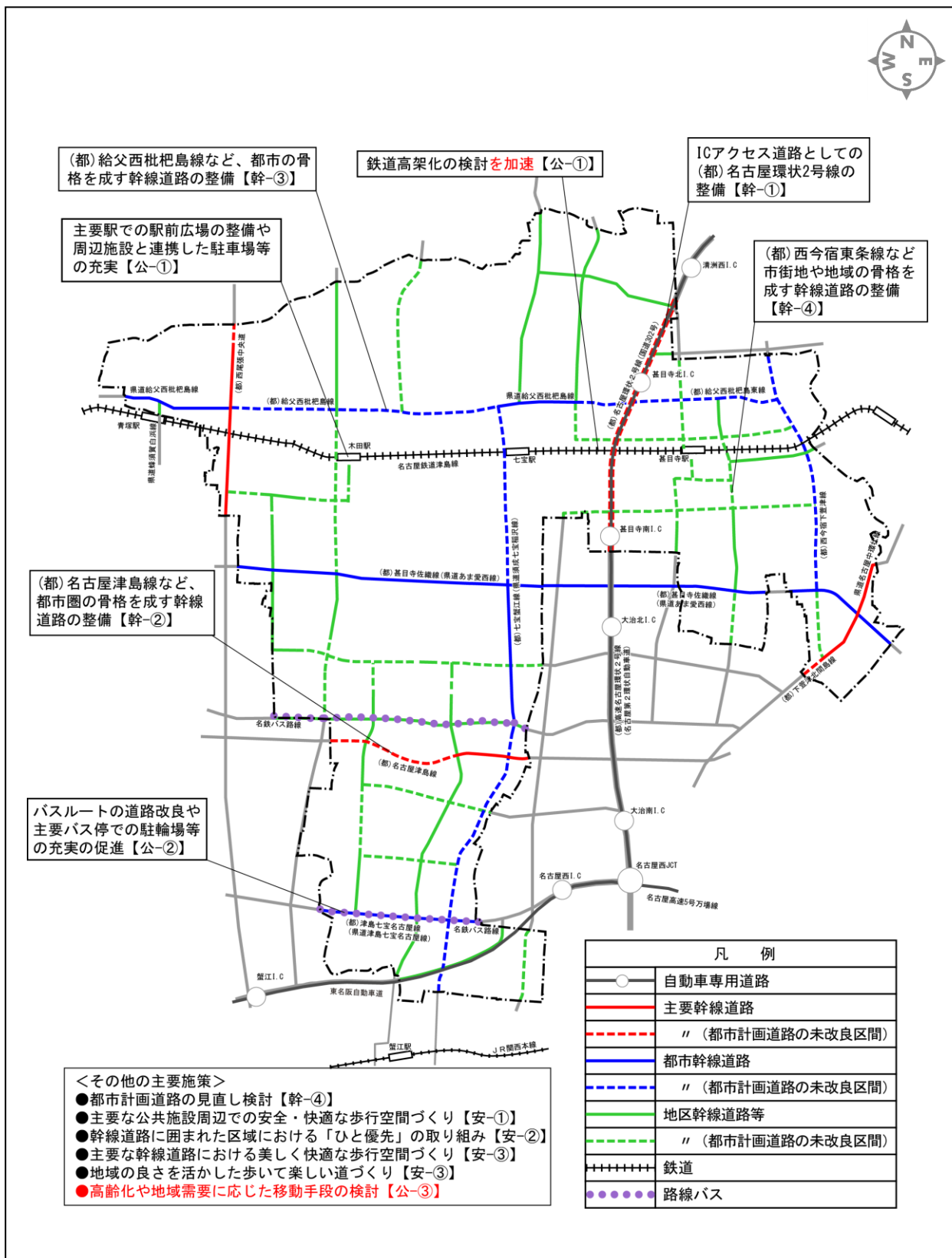
特に、段階的・部分的に供用開始される都市計画道路の周辺では、通過交通・迷い込み交通の発生が想定されるため、地域の安全性確保に配慮します。

③歩いて楽しい道づくり

都市の骨格を成すような主要な幹線道路では、歩道の連続性確保や、カラー舗装、緑化などにより、市民や来訪者が歩いてみたくなるような美しく快適な歩行空間の形成に努めます。

また、甚目寺観音や萱津神社、七宝焼ゆかりの地域（七宝焼アートヴィレッジ等）、旧街道を活かした歴史・文化を巡る道づくりをはじめ、地域の良さに触れながら、じっくり楽しく歩くことのできる魅力的な道づくりに努めます。

《道路・交通に関する方針図》



注：【 】内は、施策体系における該当項目
 幹 ⇒ 幹線道路網の充実
 公 ⇒ 公共交通の充実
 安 ⇒ 安全で快適な交通環境の充実

5-2 水・緑に関する方針

1. 基本方針

水と緑を守り、育て、潤いある快適な環境をつくる

本市の特徴である多くの河川・水路をはじめ、良好な自然環境について、健全な姿で後世に継承するとともに、親水空間の整備など、市民や来訪者がそれらを身近に感じ、親しむことができる**とともに、健康増進を図れる**ような空間づくりを進めます。

また、これらの取り組みとも連携しながら、身近で利用できる公園の整備や、公共施設の緑化、市街地内に残存する農地の保全など、日常生活のなかで緑を感じる快適な環境づくりを市民とともに進めます。

《施策体系》

●公園・緑地の充実	①拠点的な公園の整備 ②地域の特性に応じた公園の整備
●潤いのある空間の充実	①河川の親水性向上 ②水と緑のネットワーク形成
●緑地の保全	①骨格的・拠点的な緑地の保全 ②地域の身近な緑地の保全 ③地域の緑化 ④市民参加による緑地の保全・育成
●水環境の保全	①公共下水道の整備

2. 整備・誘導の方針

《公園・緑地の充実》 ①拠点的な公園の整備

庄内川沿いでは、庄内川上下流域を一体として捉えた交流拠点の整備を促進します。

また、森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園といった既設の規模の大きな公園については、レクリエーション需要の変化や、防災機能の強化など、多様なニーズに対応しながら、拠点性を維持・向上するための再整備を検討します。

②地域の特性に応じた公園の整備

鉄道駅周辺をはじめとした都市構造上、整備の重要性の高い場所や、公園が不足する場所を中心としながら、地域の身近な公園としての街区公園等の整備を検討します。

また、既設の街区公園等については、施設の老朽化等により、住民のニーズに対応できなくなったものを中心に、地域の特性に応じた公園への再整備を図ります。

《潤いのある空間の充実》

①河川・水路の親水性向上

河川・水路については、より親しみやすく、環境とも調和した水辺空間づくりに努めます。

特に、五条川・蟹江川・福田川・小切戸川といった河川改修を予定する県管理河川では、河川整備計画に基づき、河川改修にあわせて、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進するとともに、川を眺めることのできる川辺の散策路や、川に近づくことのできる階段の設置など、親水空間づくりを促進します。

②水と緑のネットワーク形成

生物多様性を保全し、緑豊かな都市環境を創出するため、水や緑の連続した空間づくり（水と緑のネットワーク形成）を進めます。

特に、本市では、多くの河川・水路が流下する特徴を活かして、河川・水路沿いの樹木の保全や、河川改修にあわせた堤防緑化等を図り、基幹的なネットワークを形成します。また、これとの接続を考慮しながら、全市的な水と緑のネットワーク形成を目指します。

《緑地の保全》

①骨格的・拠点的な緑地の保全

庄内川・新川・五条川一帯など、面的な広がりをもって都市の骨格を形成し、生物多様性等の面からも重要な役割を持つ河川緑地について、保全を図ります。

蓮華寺寺叢は、本市にとって貴重なまとまりある緑地であり、手つかずの自然が豊富に残されているため、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域として保全を図ります。

郊外に広がる農地は、農業生産の場であると同時に、多様な機能を持ち、地域を大きく囲む良好なグリーンベルト（緑地帯）を形成しています。そのため、市街地の方向性とも調整しながら、農振法に基

づく農業振興地域、農用地区域として保全を図ります。

②地域の身近な緑地の保全

社寺林をはじめ、地域に残された緑地は、保全を図るとともに、環境学習や地域のふれあい等の場としての活用を検討します。市街化区域内の農地についても、生産緑地地区制度を活用し、街なかの貴重な緑として計画的な保全を図ります。

③地域の緑化

「あま市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく指導とともに、緑化を支援する制度の導入を検討し、民有地の緑化を促進します。

また、公共施設の緑化を進めます。特に、多くの人が集い利用する主要な公共施設の緑化にあたっては、あま市の花である「ゆり」の植栽やあま市の木である「ハナミズキ」の植樹によるイメージアップの推進に重点的に取り組みます。

鉄道駅周辺をはじめとした都市構造上、重要な場所については、官民一体となった緑化を積極的に進めます。

④市民参加による緑地の保全・育成

道路、河川等の緑の清掃や手入れについては、市民主体の活動を支援する市独自の仕組みづくりや、県のアダプトプログラム（愛・道路パートナーシップ事業等）の活用を通じ、市民参加を促進します。

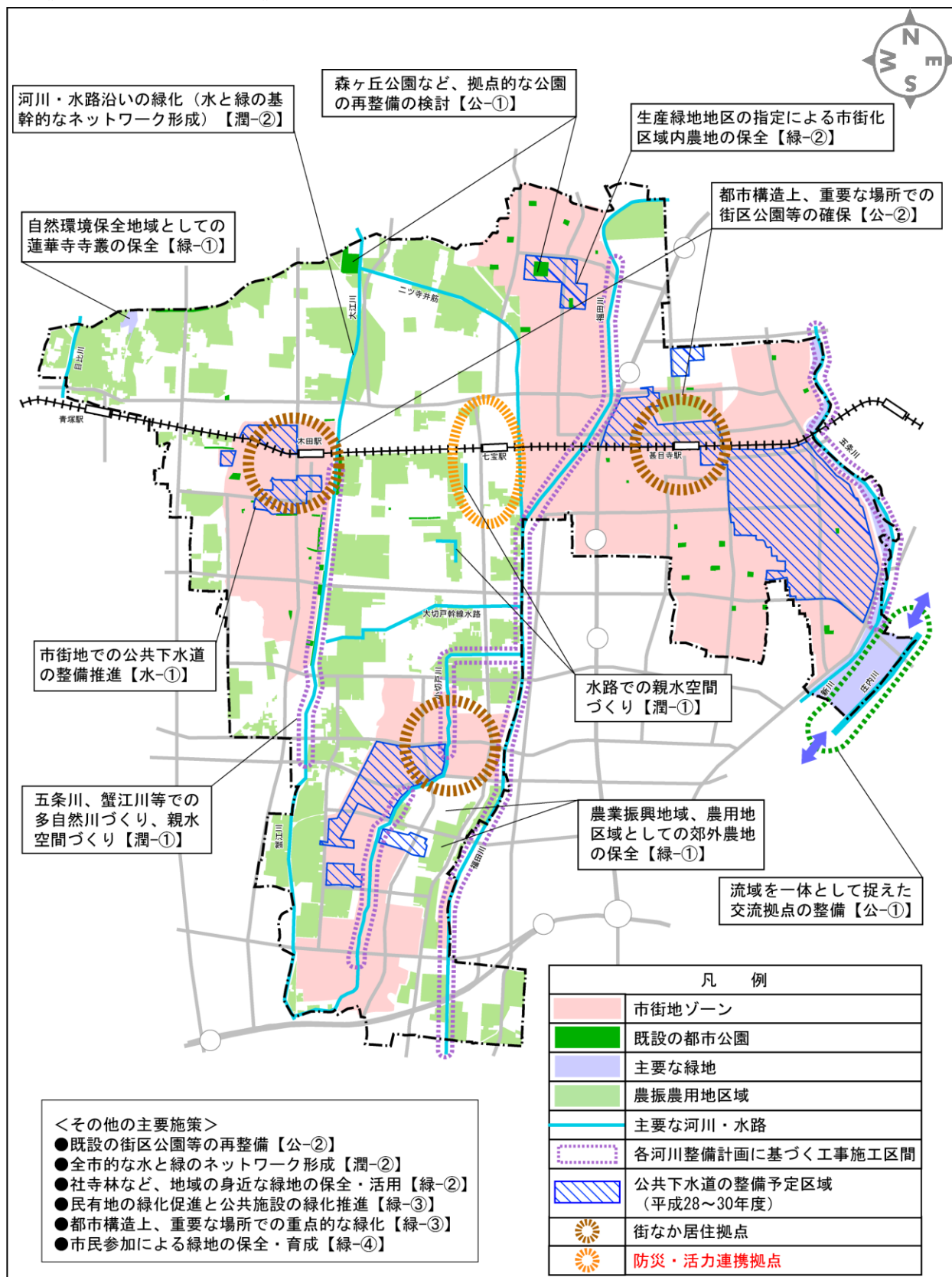
《水環境の保全》

①公共下水道の整備

河川等の公共用水域の水質保全や、居住環境の改善を図るため、「あま市污水適正処理構想」に基づき、市全域での公共下水道整備を最終目標としながら、当面、市街化区域一帯を中心に公共下水道の整備を推進します。

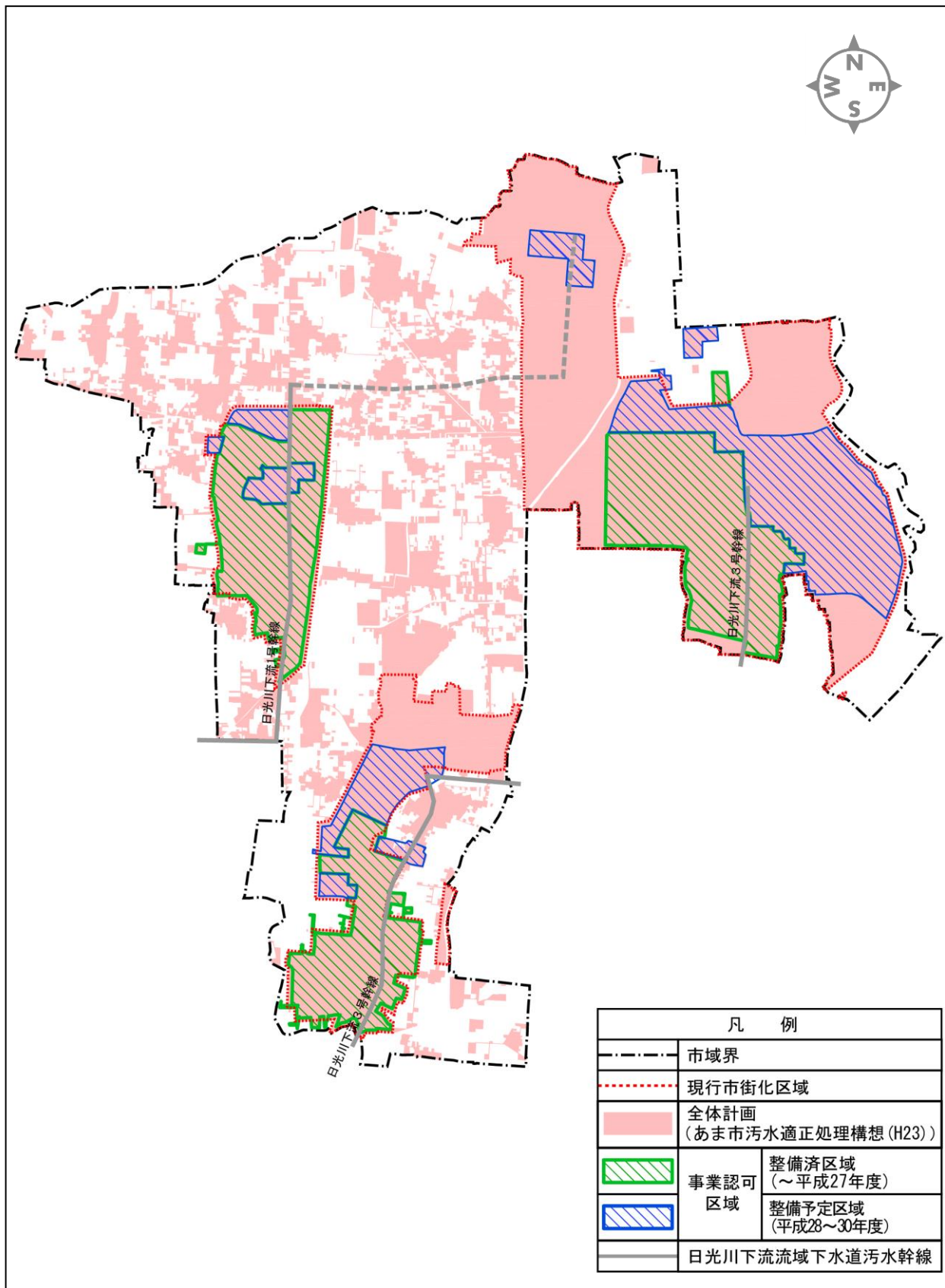
整備により供用を開始した区域については、市民への周知・啓発を図り、公共下水道への早期接続を促進します。

《水・緑に関する方針図》



注：【 】内は、施策体系における該当項目
 公 ⇒ 公園・緑地の充実
 潤 ⇒ 潤いのある空間の充実
 緑 ⇒ 緑地の保全
 水 ⇒ 水環境の保全

《参考:あま市污水適正処理構想に基づく、公共下水道整備の考え方》



5-3 市街地・拠点に関する方針

1. 基本方針

良好な都市基盤を備えた暮らし、産業・交流の場をつくる

市街地や拠点としての地区は、快適・利便な暮らしや、活力ある産業・交流を支える中心的な場として充実を図るため、地域の特性に応じて、土地区画整理事業や地区計画制度等の手法を適切に活用し、良好な都市基盤、機能を備えていきます。

また、市街化調整区域の集落においても、活力ある良好な暮らしの場として活用を図るため、必要な基盤整備や、適切な開発誘導を進めます。

《施策体系》

●市街地環境の充実	①計画的な市街地整備 ②きめ細やかな地区まちづくりルールを活用 ③基本的なルールの適切な運用
●多様な拠点の形成	①街なか居住拠点の整備 ②防災・活力連携拠点の整備 ③産業拠点の整備 ④その他都市拠点の整備 ⑤地域の身近な拠点の整備
●集落環境の充実	①集落生活基盤の整備 ②駅周辺等での適切な開発誘導
●環境衛生の充実その他	①環境衛生施設の整備 ②井領敷地の解消

2. 整備・誘導の方針

《市街地環境の充実》 ①計画的な市街地整備

市街化区域内では、田・畑等の低未利用地が多く残存しています。そのため、都市基盤が未熟なまま宅地化が進まないよう、道路等の整備事業や、土地区画整理事業、良質な民間開発の誘導など、地域の状況に応じた手法を活用し、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成に努めます。

特に、木田郷南地区など、まとまって低未利用地が残存する場所では、地域の意向を踏まえつつ、優先的・計画的に取り組みます。

また、名古屋鉄道津島線の沿線市街地については、鉄道高架化に関する検討にあわせ、当該事業と連動した市街地整備について検討を行います。

②きめ細やかな地区まちづくりルールの活用

土地区画整理事業や民間開発等により、良好な都市基盤を備えた地区では、地域の意向に応じて、地区計画制度等の活用を検討し、敷地の使い方等にきめ細やかなルールを定めることで、良好な住環境の維持・保全に努めます。

また、都市基盤が未熟な地区においても、狭い道路が多く防災上の課題がある、低未利用地が多く無秩序な開発の恐れがある、といった地区それぞれの課題に応じて、地区計画制度等の活用を検討し、解決に努めます。

③基本的なルールの適切な運用

良好な市街地環境を維持・形成する上での最も基本的なルールである用途地域については、土地利用構想や、地域の意向を考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

《多様な拠点の形成》

①街なか居住拠点の整備

「街なか居住拠点」として位置づけられる鉄道駅周辺等では、土地区画整理事業のほか、都市再生整備計画事業や都市計画道路の整備との連携も考慮しながら計画的な市街地整備を推進し、人口集積等を進めるにふさわしい良好な都市基盤を備えます。

特に、医療、福祉、商業などの日常サービスに必要な施設の誘導や、教育、文化、行政などの公共サービスの提供により、本市を支える都市機能の集積を図ります。

今後の公共施設の更新、統廃合に伴い拠点内に跡地が発生する場合、拠点内の貴重な空間スペースとして、都市全体の観点から都市基盤施設の整備や良質な民間開発の誘導などの土地利用について検討を進めるとともに、必要に応じて地区計画の策定などを進めてまいります。

また、市全体からみた優位性をより積極的・効率的に活かす観点から、甚目寺駅北部、七宝庁舎南東部等において、市街化区域

の拡大を検討します。

②防災・活力連携拠点の整備

「防災・活力連携拠点」として位置づけられる新庁舎及び七宝駅周辺では、新庁舎を単に点的な施設整備に留めることなく、行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、その効果を市全域にしっかり波及させていきます。また、今後も想定される宅地開発の高い需要動向を踏まえ、土地利用や開発の計画的な規制・誘導を進めることで、居住環境の維持・向上による人口の定着、既存コミュニティの維持等を図っていきます。

居住環境の維持・向上については、農地としての土地利用との調和を図りつつ、既存ストック（鉄道駅）の優位性を活用した安全な道づくりや居住に関するきめ細やかなルールづくりによる誘導を進めていきます。

また、今後の居住の集積状況に応じて、中長期的な視点から、市街化区域の拡大を検討します。

③産業拠点の整備

4車線道路の沿道・交差点など、特に交通利便性の高い場所は、市の産業振興を牽引する「産業拠点」として、産業・流通機能の一体的な維持・集積に努めます。

これについては、市街化区域（工業系用途地域）内を優先しますが、市全体として交通利便性の高い場所を有効活用する観点から、市街化調整区域でも、地区計画制度や条例制定により一定の区域での開発を認める開発許可制度の活用について、必要に応じ検討します。条件が揃えば、市街化区域への編入についても検討します。

特に、甚目寺北 IC 周辺など、新規集積となる場所では、周辺環境との調和にも留意して、慎重に検討を行います。

④その他都市拠点の整備

市民の暮らしやコミュニティを支える公共施設が立地する「地域サービス拠点」では、利便性・快適性の向上のための既存公共施設の維持管理、改善等に努めます。なお、老朽化等に伴う公共施設の更新や統廃合などの検討にあたっては、土地利用の基本方針に基づき、「街なか居住拠点」内や「防災・活力連携拠点」内での配置による拠点環境の充実や個々の行政サービス提供のあり方等につい

での検証を行います。

なお、整備が完了した市民病院については、地域医療の核として市民の暮らしを支えます。

また、「街なか居住拠点」と「地域サービス拠点」の連絡を中心としながら、拠点相互を結ぶ道路の整備等を図り、拠点機能の連携強化による、多様な交流を促進します。

⑤地域の身近な拠点の整備

公共施設の分布状況など、各地域の特性に応じて「身近な生活拠点」や「身近な交流拠点」を位置づけ、地域住民が主体となった環境保全・改善の取り組み等により、拠点性の維持・向上に努めます。

《集落環境の充実》

①集落生活基盤の整備

市街化調整区域の既存集落では、農業施策との連携も考慮しながら、生活道路など、集落環境の改善や利便性向上に寄与する基盤の整備を図ります。

②駅周辺等での適切な開発誘導

市街化調整区域では、市街化を抑制すべき区域として、開発制限がかかっていますが、今後は、既存コミュニティの維持等の観点から、地域の実情に応じて適切に対応することが必要です。

そのため、鉄道駅周辺、地域サービス拠点として公共施設が集積する場所の周辺、市街化区域に近接する場所等では、地区計画制度や条例制定により一定の区域での開発を認める開発許可制度を活用した、必要最小限の都市的土地利用について、必要に応じ検討を行います。

《環境衛生の充実 その他》

①環境衛生施設の整備

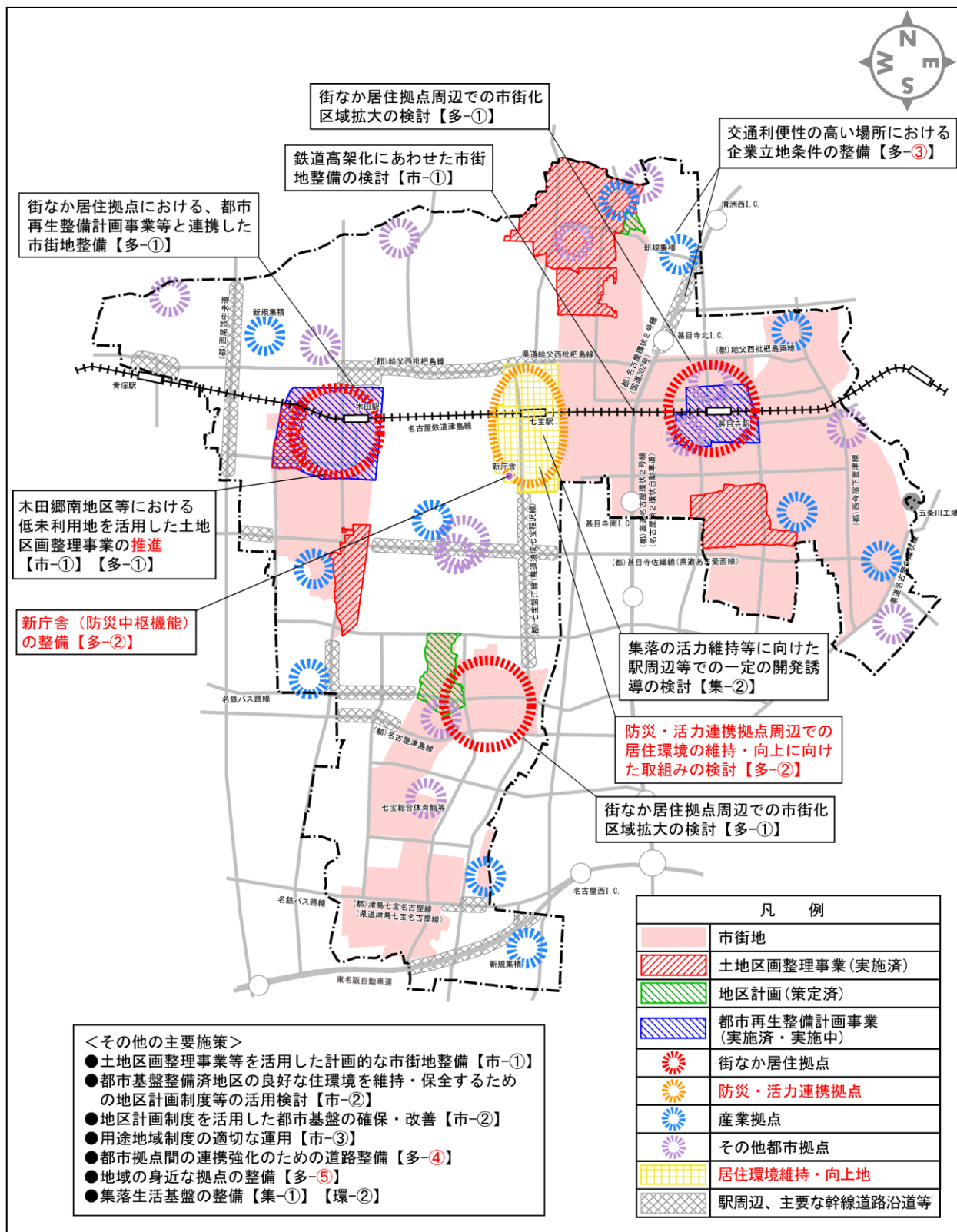
火葬場やごみ処理場など、環境衛生に係る拠点施設の整備・運営については、周辺都市との広域連携により対応します。

市東部のごみ焼却場（五条川工場 [名古屋市]）については、周辺環境・地球環境に配慮した施設として、適正管理を促進します。

②井領敷地の解消

道路や水路については、その整備・改善にあわせて、井領敷地の解消に取り組んでいきます。

《市街地・拠点に関する方針図》



注：【 】内は、施策体系における該当項目
 市 ⇒ 市街地環境の充実
 多 ⇒ 多様な拠点の形成
 集 ⇒ 集落環境の充実
 環 ⇒ 環境衛生の充実その他

5-4 防災に関する方針

1. 基本方針

大規模災害にも備えた、安全・安心の環境をつくる

市民の生命や財産を守るため、河川改修など、災害を未然に防止するための都市基盤の整備を着実に進めるとともに、住宅の耐震化や、災害に弱い場所での適切な開発指導など、大規模災害にも備えた、被害を最小化する減災対策を進めます。特に、南海トラフ地震等の大規模地震による浸水の可能性が指摘される市南部地域では、人命を守るための情報伝達・避難などの防災対策（ソフト）の取り組みを重点的に推進します。

また、防災関連情報を提供して市民の防災意識を高め、市民が主体となった活動を促進するなど、総合的・効率的に安全・安心を確保する取り組みを進めます。

なお、これらの取り組みは、大規模地震による被害想定の見直し等にあわせて、適切に見直し・充実を図っていきます。

《施策体系》

- | | | |
|----------------|-------|-------------------------|
| ● 災害に強い都市基盤の整備 | | ① 治水事業の推進 |
| | | ② 防災拠点の整備 |
| | | ③ 防災軸の整備 |
| | | ④ 災害に強い市街地の整備 |
| ● 総合的な災害対策の推進 | | ① 流域対策の推進 |
| | | ② 地震・地盤災害に対応した土地利用対策の推進 |
| ● 地域防災力の向上 | | ① 防災関連情報の整備 |
| | | ② 自主防災組織の強化 |

2. 整備・誘導の方針

《災害に強い都市 基盤の整備》

① 治水事業の推進

洪水を安全に流下させ、水害防止を図るため、治水施設の整備を進めます。

特に、五条川、蟹江川、福田川、小切戸川については、県が定める河川整備計画に基づき、河床掘削による流下能力の増大、堤防高

の不足する区間での堤防・護岸の整備等を促進します。

また、海拔ゼロメートル地帯が広がるなかで、排水条件が悪い地域では、排水機場、排水路等の内水排除施設の**水路管理者と協議を進めるなど、その施設整備を進めます。**

なお、これらの治水施設については、耐震化など、大規模地震の発生を考慮した機能強化についても取り組んでいきます。

②防災拠点の整備

「防災・活力連携拠点」内に位置づけられる新庁舎は、市の安全安心を支える「中枢防災拠点」として、大規模地震等に対応した機能を備えます。また、広域的な応急復旧活動の強化を図るため、庁舎敷地内に広域支援部隊等の活動拠点として活用できる十分な空間を確保します。その他、市民病院、教育施設など、災害時の各種活動の中核となる公共施設では、耐震化・不燃化を推進するとともに、敷地における雨水貯留・浸透機能の向上など、浸水対策を強化します。

また、災害時に広域避難場所等として活用できるような公園・緑地の整備に努めます。既設の公園・緑地についても、災害時に避難場所として活用できるよう、各地域の状況に応じて防災機能の強化を図ります。

③防災軸の整備

災害発生時の緊急輸送や、防火帯としての役割を担う幹線道路の整備を進めます。

特に、県の地域防災計画において第1次・第2次緊急輸送道路として位置づけられる路線や、これらを補完・代替する主要な幹線道路について、道路・橋梁の耐震化や、都市計画道路としての整備を重点化し、緊急輸送道路ネットワークの形成・充実に努めます。

また、新庁舎へのアクセス道路は「防災拠点」の運営・活動を確保する役割があることから、重点的に整備を進めます。

④災害に強い市街地の整備

狭い道路が多い地域では、建物や外壁の倒壊により、道路の閉塞が想定され、避難行動や救助活動等への支障が懸念されることから、狭あい道路の拡幅整備等に取り組みます。また、木造住宅が密集する地域など、地震等の発生時に被害が急速に拡大する可能性が

ある場所では、地区計画制度や、道路の整備事業など、地域の状況に応じた手法により、都市基盤の改善を図り、防災・避難空間の充実に努めます。

《総合的な災害対策の推進》

①流域対策の推進

河川への雨水流出を抑制するため、地域特性に応じ、「特定都市河川浸水被害対策法」や「あま市宅地開発等に関する指導要綱」等に基づく土地利用対策を進めます。

例えば、河川沿い等の農地については、できる限り保全し、遊水機能の維持に努めます。また、農地での新たな開発に対しては、開発に伴う流出増分に対応した雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、遊水・保水機能の確保に努めます。

既存の住宅地・集落についても、不用になった浄化槽の雨水貯留施設への転用を促進するなど、遊水・保水機能の向上に努めます。

なお、河川に近接する低地の市街地など、洪水時に大きな浸水被害の発生が予想される地域については、耐水化を重点化すべき区域として、雨水貯留・浸透施設の設置を一層促進するほか、内水排除施設の整備や、耐水性建築（地盤嵩上げ、高床式建築等）の奨励等に努めます。

②地震・地盤災害に対応した土地利用対策の推進

大規模地震の発生に伴う建築物の倒壊・出火・延焼等の被害を抑制するため、地域特性に応じた適切な土地利用対策を進めます。

旧基準木造住宅については、耐震診断や耐震改修等に係る制度の普及啓発を行い、耐震化を促進するとともに、市街地では、緊急輸送道路の配置状況等を踏まえつつ、準防火地域の指定・拡大を検討し、建築物の不燃化を促進します。

また、本市は、大規模地震の発生に伴う液状化の危険性が高いため、開発を行う際の地盤改良や構造物の対策の検討を促進します。

《地域防災力の向上》 ①防災関連情報の整備

災害時の情報収集・伝達を迅速かつ効果的に実施するため、防災情報通信体制の強化に努めます。

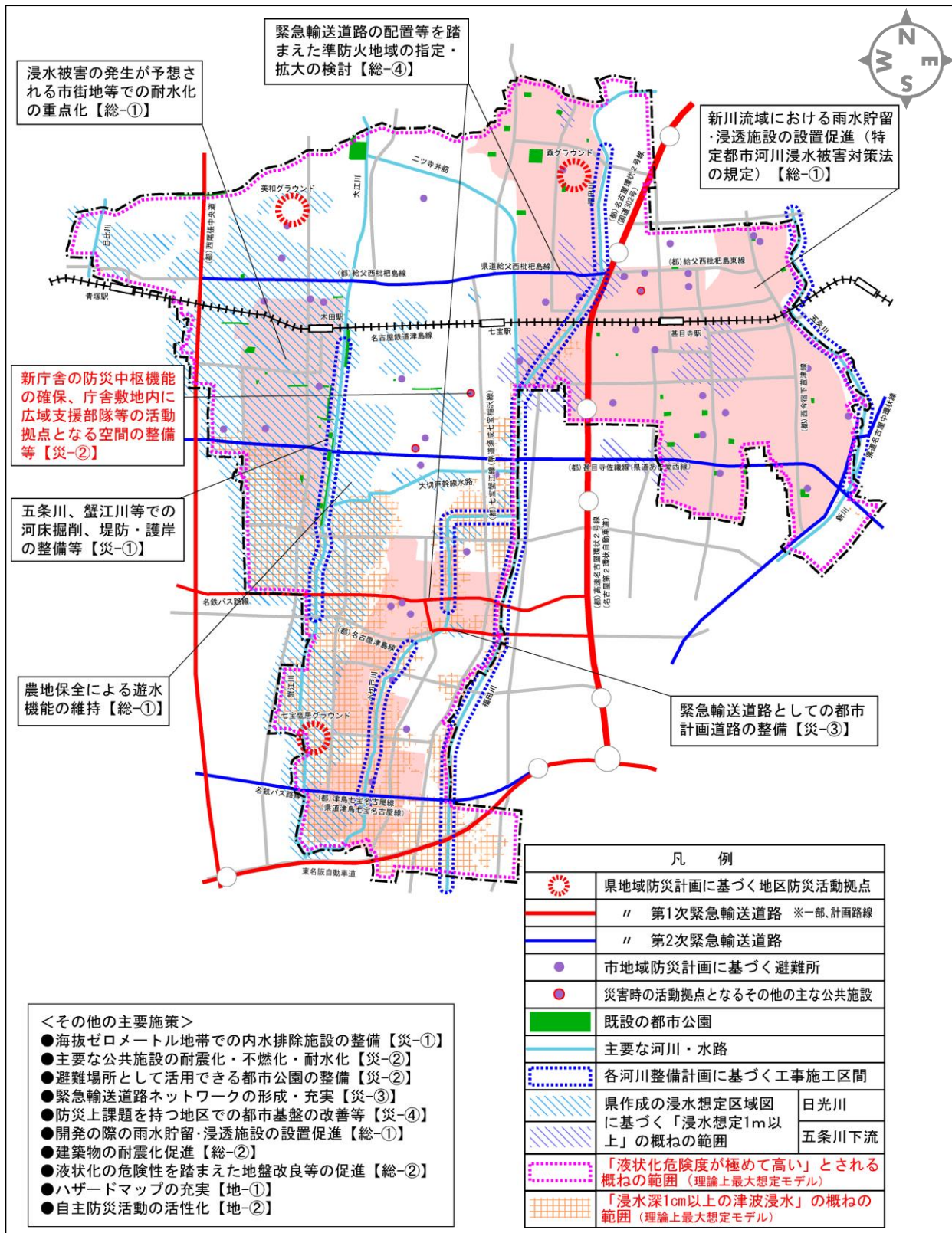
また、各地域の災害の危険度等がわかるハザードマップについて、地域防災計画の改訂にあわせて見直しを図るなど、市民にとって、よりわかりやすく有益な情報を整備していきます。

②自主防災組織の強化

自主防災組織とも連携しながら、啓発活動を推進し、個人、家庭、地域等の各レベルで防災意識の向上に努めます。

あわせて、避難所として位置づけられる公共施設など、地域の活動拠点への防災資機材の整備等を支援し、自主防災組織の活動の活性化を促進します。

《防災に関する方針図》



資料：愛知県地域防災計画附属資料(H22 修正)、あま市地域防災計画資料編(H23)、一級河川庄内川水系新川圏域河川整備計画(H19)、二級河川日光川水系河川整備計画(H23)、日光川水系日光川浸水想定区域図(H23)、庄内川水系新川(五条川下流)浸水想定区域図(H20)、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書(H26)

注：【 】内は、施策体系における該当項目
 災 ⇒ 災害に強い都市基盤の整備
 総 ⇒ 総合的な災害対策の推進
 地 ⇒ 地域防災力の向上
 注：浸水や液状化に係る想定範囲は、前提条件の違いによって大小する

5-5 街並み・景観に関する方針

1. 基本方針

地域の特性を活かした魅力的な街並み・景観をつくる

都市整備の一環で創出される都市景観は、都市の魅力や個性につながる重要な要素であるため、今後は、鉄道駅周辺など、都市構造上、重要な場所において、重点的な景観整備を進めます。

また、各地域それぞれで豊かな個性を持ち、特徴的な景観資源も数多く分布していることを踏まえ、これらの特性を積極的に守り、活かした空間づくりを進めます。

《施策体系》

- | | | |
|-----------------|----|---------------------|
| ●都市構造を踏まえた景観づくり | …… | ①多くの人が集い利用する場所の景観整備 |
| ●地域特性に応じた景観づくり | …… | ①土地利用に応じた景観づくり |
| | | ②地域の景観資源の保全・活用 |
| | | ③地域特性に応じた景観ルールを活用 |
| | | ④市民との協働 |

2. 整備・誘導の方針

《都市構造を踏まえた ①多くの人が集い利用する場所の景観整備 景観づくり》

市内外多くの人が集い利用するような都市構造上、重要な場所について、重点的な景観の整備・誘導を進めます。

例えば、鉄道駅周辺等の「街なか居住拠点」では、都市計画道路、駅前広場等の整備や、土地利用施策とも連携しながら、まちの顔としてふさわしい、賑わいを演出する景観の整備・誘導を図ります。

公共施設が集積する「地域サービス拠点」では、景観に配慮した公共施設整備や、周辺の道路等を含めた緑化、分かりやすいサインの設置など、品格や利便性に配慮した景観の整備・誘導を図ります。

また、「生活交流軸」としての(都)西今宿東条線等では、都市計画道路の整備にあわせた緑化や、各拠点へ誘導するわかりやすいサインの設置、沿道の屋外広告物の整序など、通りから見られることを意識した景観の整備・誘導を図ります。

《地域特性に応じた ①土地利用に応じた景観づくり 景観づくり》

地域特性に応じた景観づくりの基本的な枠組みとして、土地利用との連携に配慮していきます。

本市においては、市街地では中低層主体の街並み、市街地外では緑豊かで開放感のある都市近郊農村の景観を基調とします。

その上で、市街地では、緑豊かで落ち着いた雰囲気のある住宅地、賑わいを感じる商業地、周辺と調和した親しみを感じる工業地といった形で、主要用途の特性に応じて良好な景観の整備・誘導を進めます。

②地域の景観資源の保全・活用

歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、自然・生態系豊かな河川、歴史的な街道、特徴的な通り及びこれらを含めた街並みなど、地域の景観に個性を与えている地域資源を掘り起こし、その保全と、地域のまちづくりへの活用を進めます。

例えば、「歴史・文化拠点」として位置づけられる甚目寺観音及び菅津神社の一带では、貴重な歴史・文化的資源が街並みのなかで埋もれることが無いよう留意するほか、旧街道を活かしながら、歴史・文化的資源の数々をじっくり楽しく巡ることのできる環境を創出し、観光・交流を促進します。

③地域特性に応じた景観ルールの活用

良好な景観を保全・創出するため、地域の特性に応じて、地区計画制度等の都市計画法に基づく制度を活用し、建築物等の規制・誘導を図ります。

また、文化財保護法、屋外広告物法、農振法等の他法令とも効果的に連携して規制・誘導を図ります。

④市民との協働

市民の景観に対する意識高揚を促し、協働による景観づくりを進めます。

特に、駅周辺をはじめ、重点的な景観づくりが必要な場所では、地域住民とともに、景観の全体像や個別の方向性（建築物の色彩・デザイン・高さ等）を検討するなど、協働を積極化します。

